

## 令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第86号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
第3	議案 第87号	飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第88号	飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第89号	飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第90号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第91号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
第8	議案 第92号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第9	議案 第93号	字区域の変更について(古川町是重地区)
第10	議案 第94号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-1地区)
第11	議案 第95号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-2地区)
第12	議案 第96号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第13	議案 第97号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 むく森の湯すぱーふる)
第14	議案 第98号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第15	議案 第99号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)

令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月5日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第100号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)		
第17	議案 第101号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)		
第18		一般質問		

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	前	山原	文勝	美
9番	野		勝	美
10番	籠		惠	子
11番	高		邦	子
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	上	畑	浩	樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
	川	端	嘉	恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、2番、中田議員、3番、小笠原議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第86号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）  
から

日程第17 議案第101号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

日程第18 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第86号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）から日程第17、議案第101号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの16案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。16案件の質疑と併せて、これより日程第18、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

議長から、発言のお許しをいただきましたので、私の質問をさせていただきます。

今日は渡辺酒造店の前が非常ににぎわっていたので、何だろうと思って見に行きましたら、ユネスコの無形文化遺産に日本の「伝統的酒造り」が登録されるということで、それを祝ったくす玉や、振る舞い酒をしていらっしゃるってすごいなと思いました。全国的なことではありますが、それを自分のこととしてやっていたら、自分がすごくいいことですし、日本のお酒造りが認知されて日本の価値が高まり、非常にありがたいことだと思います。今日は心がうきうきしております、楽しく質問させていただきたいと思います。

その前に2つお断りをします。1つは、昨日、一般質問が終わり、味処古川に戻りまして、コロナ禍ではお客が非常に少なかったですが、やっと客足が戻ってきて、私がいなくてもスタッフが一生懸命頑張っておるんですが、その後売上を計算したり、明日の朝の段取りをしたり、そういった仕事をしていましたら床屋に行くことを忘れておりまして、非常に見苦しいですが、お許し願いたいと思います。2つ目は、駐車場の交換の件で今日は質問させていただきますが、私のほかにも後から何人か質問されますし、市のほうには何度も聞いて申し訳ないと思います。私

も議員になって初めてのことであったので、分からないこともあって、再度質問させていただきませんが、お許し願いたいと思います。

駅東の開発に伴う駐車場の交換についてお伺いします。道路横断の箇所数と安全対策について、交換する駐車場の利用者の誘導について、最新のスケジュールについて、主に聞かせていただきます。

9月定例会において、佐藤議員が駅東開発に伴い、交換駐車場を利用客が農免道路市道上気多・杉崎線を横断するときの安全面を危惧され、「山崎排水路を塞ぎ、歩道を設置し、両側の信号まで誘導したらどうか。」という質問がありました。市では「水路の管理面から歩道設置は無理で、道路を横断するときの安全対策を講じる。」との答弁がありました。そこで、次の3点を伺います。

道路横断の箇所数と安全対策について。ア、道路横断の箇所数と位置はどこか。イ、道路横断箇所の照明、道路の表示等どのようにされるのか。ウ、株式会社東洋の工場解体後の市道に面した側の歩道の設置の工程はどうか。

2番目の質問は、交換する駐車場の利用者の誘導についてでございます。ア、飛騨市文化交流センター、飛騨市美術館、古川町公民館とイベント時の、若宮駐車場を利用した過去3か年の実績はどのぐらいか。また、駐車場利用について不都合はなかったかどうか伺います。イ、イベント時の駐車場利用者の道路横断の安全対策はどのようにされるのか。ウ、舗装工事後の駐車場台数の見込みはどのぐらいなのか。エ、市道の横断箇所までの駐車場の誘導サインは考えてあるのか。オ、駐車場、障害者専用駐車場、オートバイ駐車場のスペースのサインは必要だと思いますが、その際は飛騨市が行うのかどうか。

3つ目の質問は、最新のスケジュールでございます。2021年11月17日の全員協議会において、株式会社東洋工場の老朽化に伴い工場移転を検討され、移転後の工場跡地を利用した駅東大規模開発計画が示され、市所有の若宮駐車場と株式会社東洋の所有地を交換したいとの申し出に応じるとの説明がありました。2022年5月24日の全員協議会では、代替駐車場整備の予定、飛騨市駐車場条例の改正、交換の手続きについて説明がありました。駐車場の舗装、消防器具庫、トイレ等の整備等各種工事が進み、見違えるようになりました。説明時のスケジュールに変更があったと思いますが、最新のスケジュールを伺うとともに、本事業におけるメリット、デメリットを再度伺いたい。ア、代替駐車場の整備工事の終了工事の予定は。イ、飛騨市駐車場条例の改修時期は。ウ、交換の手続きについては。エ、令和4年第2回定例会の井端議員の一般質問に対しまして、市長は事業のメリット、デメリットについて詳しく答弁されましたが、市民はあまり分からないと思いますので、改めてメリット、デメリットをどのように考えているか説明をお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

森基盤整備部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

## □基盤整備部長（森英樹）

それでは、ご質問の1点目、道路横断の箇所数と安全対策についてお答えします。駅東開発に伴う市道上気多・杉崎線の歩道整備につきましては、古川町公民館の交差点から、県道鼠餅古川線と交差する上気多交差点までの約360メートルを計画整備区間として現在事業を進めており、11月には、このうち延長200メートルが完成し、供用を開始しております。整備中の新駐車場から市街地へアクセスするための道路横断の位置につきましては、岐阜県公安委員会との協議を重ね、整備区間のほぼ中間に位置するハートピア古川へ連絡する市道若宮7号線との交差点部において、横断歩道1か所を設置する計画としています。横断歩道設置箇所の安全対策につきましては、ドライバーに対する視覚的な注意喚起が必要であることから、これらについても岐阜県公安委員会と協議を行い、検討した結果、横断歩道の設置と併せて、歩行者を事前に予告し減速させるためのダイヤモンドを路面に設置するとともに、横断歩道の接近をドライバーに知らせる道路標識を設置いたします。さらに、夜間の安全性を向上させるため、交差点全体を明るく照らし、歩行者の存在を認識させるための道路照明灯を1基設置いたします。

今後の歩道工事の予定についてですが、株式会社東洋の工場建物が解体された後、残りの160メートルの区間について、歩道設置工事を進めてまいります。工場の解体開始時期は令和7年5月上旬とお聞きしておりますので、解体後に歩道整備に必要な用地の確定・買収を行い、令和7年度中には工事を発注したいと考えております。事業進捗に当たっては駅東開発事業と関連してまいりますので、両方で事業調整をしっかりと行いながら、早期完成を目指し進めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

## ◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

## □商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目と3点目のご質問についてお答えいたします。

まず、2点目の交換する駐車場の利用者誘導についてお答えいたします。飛騨市文化交流センター、飛騨市美術館、古川町公民館と、イベント時に若宮駐車場を利用した過去3年間の実績でございますが、来場者の若宮駐車場の利用実績までは把握しておりませんので、各施設でのイベント来場者の実績のみお答えさせていただきます。なお、各イベント等の開催に伴い、若宮駐車場利用での不都合は特にございません。まず、飛騨市文化交流センターは、令和3年度、1万5,548人、令和4年度、3万6,452人、令和5年度、4万7,955人。飛騨市美術館は、来館者及び施設内のワークショップ等も含めまして、令和3年度、5,384人、令和4年度、9,953人、令和5年度、8,249人。古川町公民館は100名以上参加されたイベント等について拾っておりますが、令和3年度、1,201人、令和4年度、913人、令和5年度、4,400人でした。そのほか、元旦マラソンでは、令和3年度、1,000人、令和4年度、1,030人、令和5年度、1,150人。飛騨駅伝では、令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルスの影響で中止、令和5年度は253人でした。

次に、土地交換後の各イベント時における、駐車場利用者の安全対策でございます。今までもイベント等を開催する場合、必要であれば主催者側がガードマンや交通誘導員を配置するなど安全対策を行ってまいりましたので、交換後であっても、主催者側がしっかりと安全対策を講じた

上で開催することを求めてまいります。

次に、舗装工事後の駐車台数の見込みですが、現時点での開発者側の計画では、普通車用303台、身体障害者用6台、大型バス5台、ハートピア古川ほか用32台の計346台となっております。ちなみに、現在の若宮駐車場は普通車用301台、大型バス5台の計306台ですので、これよりも増加する見込みです。

次に、駐車場内の横断箇所までの誘導サインについてですが、現在のところ、開発者側では駐車場内に誘導サインを設置する計画にはなっておりません。実際に運用開始した中で、必要であれば検討してまいります。

最後に、身体障害者専用駐車場、オートバイ駐車場のサインの設置につきましては、身体障害者専用駐車場のサインは開発者側で設置する計画となっておりますが、オートバイ駐車場のサインについての計画はございません。オートバイについては、一般の駐車スペースに駐車されることを想定しておりますので、利用開始後の状況を見ながら検討してまいります。

次に、3点目の最新のスケジュール等についてお答えいたします。現在、代替駐車場のうち、北側駐車場の整備工事につきましては12月中旬の完成、建物については1月中の完成と伺っております。これに伴いまして、昨日の佐藤議員への答弁においても触れましたけれども、駐車場条例の改正及び財産の交換については、現時点で伺っているスケジュールどおりに進んだ場合には、3月定例会で議案を上程し、議決をいただければ、直ちに交換の契約を締結して登記手続きに入ることになります。

駐車場交換のメリット、デメリットにつきましては、議員おっしゃいましたように、令和4年3月議会におきまして、井端議員のご質問にもお答えさせていただいておりますけれども、まず、メリットとしては大きく6点あると考えています。1点目としましては、駅東開発エリア内の施設利用者が農免道路を往来することが避けられ、歩行者の危険を大きく軽減できること。2点目は、若宮駐車場の劣化した舗装修繕費6,000万円が不要となること。3点目は、ハートピア古川に隣接する駐車場が新たに整備されることで、ハートピア古川利用者の利便性が向上することです。4点目は、消防器具庫と公衆トイレが新しくなり、更新費用が不要となること。5点目は、通勤時間等に県道交差点信号を迂回し、若宮駐車場内を通る車の危険性を解消することができること。6点目は、農免道路に接することで、代替駐車場については進入路が複数になるなど、管理がしやすくなると考えております。デメリットについては、少なくとも私どもが考える限り大きなものはないと認識しております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

#### ○7番（森要）

道路横断の箇所数と安全対策ということで、岐阜県公安委員会が来て相談した結果、ハートピア古川のところに1か所ということでございます。照明については、全体をやるというようなことで1か所だということ、今ご答弁されました。私も、信号機が青で、それが点滅してもうじき赤になるよというときに、スピードを出して横断するということがあって、非常に悪いことなんですけど、私以外の方でも、そういった方がいらっしゃると思います。今のハートピア古川であったとしても、やはりその駐車場の利用者では、上気多の神社に近いところの横断歩道を渡る方もいらっしゃるかもしれない。そういったときに、朝は信号が少ないので、どんどんとたくさ

んの車が通りますが、夜になると暗くなって見にくくなり、そういったときに渡る方がいらっしやると、道路を横断するハートピア古川の前だけでは非常に危険ではないかと思いました。むしろ、今の上気多の神社の前ぐらいから、そのハートピア古川前からさらに20～30メートルくらいまでは道路照明をつけるべきではないかという気がして、そこまでしないと安全対策にならないのではないかと思います。先ほど言われた、横断歩道を知らせるダイヤモンドマークや道路標識をつけるということも大切ですが、道路照明というものについては、そうしたほうがいいのではないかと思います。再検討をしてもらえますでしょうか。お伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

現在整備をしている歩道の部分は、歩道と車道を分離するためのガードパイプは設置するようにはしておりまして、横断歩道のあるところ以外で道路横断をすることが不可能になるようになっておりますので、基本的には横断歩道の部分でしっかり視界を確保するという方法が、今、一番いいのではないかと考えておりますので、そういった照明を複数つけるというようなことは、今のところ検討はしていません。

○7番（森要）

今のお話は、新しい歩道側から横断することを言われております。そうではなくて、新しく造られた駐車場側から来る方がいると思います。そこは市職員の方々の通行がほとんどから問題ないということはあるかもしれませんが、イベント時には、そこもかなり使われますので、私はそのイベント時に来たお客様が、道路を横断するときに危ないということを言っているのであって、歩道側から来る人を言っているわけではないんですよ。先ほど、イベントの件数は人数で言われましたが、件数もかなりあると思いますけれども、駐車場を新たに使う利用者の方々が横断するときに非常に危ないということを言っているんですが、その辺は理解してもらえますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

駐車場側から道路横断するということですが、山崎排水路がありますので、道路を横断しようとするところは限られてくると思いますけれども、道路を横断しても歩車道境界のガードパイプがありますので、歩道のほうへは乗り入れできないということで、そういった方がいると相当危険な状態になりますので、今後、その辺の危険性を検証して、現状を見ながら必要な安全対策について考えてまいりたいと思います。

○7番（森要）

ぜひともお願いしたいと思っております。先ほど言いましたように、車が来るときに、ハートピア古川のところ1か所だけではなくて、駐車場にとめた人としては上気多側の1か所のところを渡る方もいると思います。夜間は非常に危ないです。先ほど、デメリットはほとんどないということでしたが、私は、利用者の方が使うときの不便はデメリットとしてあるのではないかと、佐藤議員の発言も聞いて、そうだなと思ったわけです。ぜひとも、また検討をお願いしたいと思います。

この道路照明については、公安委員会のほうで見るのか、それとも市なのか、市でやる場合の負担金は市の単独でやる工事なのかどうかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

道路照明につきましては、道路管理者である市が設置するというので、これは交通安全施設ですので負担金というものは発生いたしません。

○7番（森要）

道路照明は市ということでしたが、私は、これは向こうの方が交換条件として提示してくるわけですから、これは事業者側にもある程度の負担を求めるべきではないかと思えます。もしあそこに駐車場ができなければ照明の設置をする必要はないので、これは事業者が駐車場を新たに造って、その横断で危ないということで対応する事業ですから、これは飛騨市が単独でやることではなくて、私は事業者の方々に負担を求めることも今度の交換条件の中に入れるべきだと思っているのですが、それについてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

先ほど述べましたように、道路の安全施設という位置づけになりますので、これは横断歩道があるところに道路管理者が安全対策として設置するという意味ですので、負担金を求めるということは適当ではないというふうに考えております。

○7番（森要）

何度言っても行ったり来たりでしょうから、これは今後の私の検討課題として、私は開発業者に負担金を求めるべきだというふうに思っております。

株式会社東洋の工場解体後の歩道については、令和7年5月上旬に解体して、令和7年に駐車場を整備するということ言われましたけれども、この用地買収というものについては、多少狭いから必要だということなんですが、この用地買収の単価は決まっているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

用地買収を公共用地として取得する場合は土地鑑定を行って取得するというのが原則になっておりますので、そのような手順を踏んで買収させていただきたいと思っております。

○7番（森要）

土地鑑定は飛騨市が提携している鑑定士に頼む予定なのでしょうか。決まっているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

飛騨地区内において土地鑑定を行っていただける機関が1社しかないと、私は認識しておりま

すので、そこに鑑定していただくということになるかと思えます。

○7番（森要）

私の知る限りでは2社はあると思っているんですが、これはまた後から調べておいてください。  
この新たにできる横断歩道の事業名にも国からのそういった補助はあるんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国補助があるかというのは、土地鑑定についてということでしょうか。（森議員「いや、違う。歩道整備。」と呼ぶ）歩道整備全体ということであれば、もちろん国の補助をいただいて事業を進めておりますので、そういう認識でお願いしたいと思います。

○7番（森要）

横断歩道を整備する工事費、用地買収も含めるのだらうと思えますけども、この工事費については、事業名があって、それは国の補助があるのか単独なのかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国の補助をいただいて事業を進めております。

○7番（森要）

これも補助残全て100%ではないので、残りは市の単独という考え方だと思うんですが、私は、これについても駐車場整備による安全面で新たな発生したことでありますので、これは事業者側にもある程度の負担を求めるべきだというふうに思います。これについても、それはそうではないということだと思いますが、何でもこういうことを言うかという、私は、事業者の方に説明すれば負担は出してくれると思うんですよ。それは向こうの都合で交換してほしい。では、やりましょう。それによって危なくなるから、工事をするということ、市は単独でそういうことをフォローしているわけですから、ある程度の負担はもらってもいいのではないかという気がしておりますが、改めて見解をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

市道というのは不特定多数の方が利用される、そういった道路について公費で整備をしていくというのが原則でありまして、例えば農道や林道ですと、これは利用者が特定されるので特定される受益者の方から負担金をいただく。こういった場合はあるんですが、今現在整備している歩道については不特定多数の方が利用される、そういった歩道であるという認識のもと、ほかの方から負担金をいただくというような性質の道路ではないというふうに認識しております。

○7番（森要）

通常のもの、私はそれでいいと思うんですけど、今場合は新たに向こうへ駐車場を造ったことによって発生したことであって、たまたまあそこも危ないところだからやる。ですので、その補助残の半分ぐらいは事業者も持ってくださいよと言ってもいいのではないかと思います

が、これも平行線になりますので、次回の交換ときの中にもしっかりと検討していきたいと思えます。

△市長（都竹淳也）

今の点について補足をしたいと思うんですが、今、森基盤整備部長からお話があったように、市道の安全対策というものについて、原因が発生したときに事業者であっても個人であっても負担を求めるということは、基本的に物事の考え方としてないので、そういう考え方を持っていただくと話が市全体に混乱してきます。例えば、幾つか住宅が建ったことによって、そこに車が進入するようになった。危ないから、その住宅の人に負担を求めるという考え方は持っていないですよ。それから、宮城町の今回の大学に関連する土地もそうなのですが、事業が起こるとするのは、例えば、今回はたまたま大学ですけど、飛騨市の場合はこういうものができるというのは極めて珍しいんですけど、少し大きな町なら幾らでもあります。お店ができるとか、その事業所ができるとか、それに伴って安全性の問題が出てきたときは、これは公共用の道路としてみんなが通るから、その安全対策をするという考え方なんです。仮に、原因の発生がある程度ここだと分かったとしても、その人に負担を求めるということになると、ではその道路はそのためだけに使うということで、専用道路であるなら別ですけども、みんなが通るということが担保されている以上、これは行政が責任を持ってやらなければいけないということになります。ですので、飛騨市は僅かしかないですが、例えば、同じようなことが毎年5か所も6か所もある町であったらと想定していただきたいです。それは、原因のところ負担を求めると、市道や公共の道路というものの考え方が崩れてしまうので、そういう考え方は基本的に持っていただかないようにして、起こったことに対する安全対策をしっかりやっていかなければならない。もし求めるのであれば、専用道としてほかの人は使ってはいけないという話なら、それはあり得る。こういう考え方を持っていただくのが重要ではないかというふうに思います。

○7番（森要）

今のお話はよく分かりましたけれど、私は専用道ではなくて、事業者が造ったことによって、その道路を造ることになったことを踏まえて、補助残の半分ぐらいは求めてもいいのではないかと考えているので、これはまた後日、お願いします。

2つの中に、先ほど、交換する駐車場の利用者の状況について、飛騨市文化交流センターなどの過去3年のデータを入場者でおっしゃっていただきましたが、件数については把握されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

件数につきましては今手元に資料がありませんので、申し訳ありません。

○7番（森要）

私は件数が知りたかったんです。といいますのは、例えば、飛騨市文化交流センターが令和5年度は4万7,000人も来た。話を聞きますと、歯医者側のほうも当然ですけど、今の若宮駐車場もいっぱいになってしまっている。ガードマンは今までもやってくださっていた。若宮駐車へ行くことによって、道路を横断するということが踏まえると、そういったガードマンを用意すると

なると新たな費用が発生するわけです。主催者側にそれを求めるということは非常に酷ではないか。これについても、例えば、飛騨市文化交流センターの指定管理料を少し増やしてやるといったことをしないと、向こうに行ったことによって、そういった新たな負担が出てくると思うんですが、それについてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

このことにつきましては、あくまでも主催者側で安全確保をしていただくのが大前提であると考えておりますので、多少費用負担になったり、スタッフの手当は必要になってくるかと思われまますが、主催者、イベントを行う会場を所管している部署とも連携をしながら、お願いしてまいりたいと思います。

○7番（森要）

ただでさえ飛騨市文化交流センターの指定管理が非常に厳しい中、今新たに発生したことによって、横断するときのガードマンとか駐車場の整備のものを求めるのは酷ではないか、デメリットの1つではないかと思えます。これについても、文化交流の運営補助のようなことは無理かもしれませんが、そういうデメリットがあるということもありまして、私は、駐車場を管理しているところにある程度の負担は持ってもらうべきだと思いますし、例えば、今度、この飛騨市文化交流センターを自主事業ではなく貸し館でやっている人たちに、そういったガードマンなどを求めるのは非常に難しいような気がしておりますが、それでも求めるということによろしいのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ほど申し上げたように、まずは県道横断も含めて、安全確保をしていただくことをお願いしながら、状況を聞きまして、不都合がまた出てくるようでしたら、そこで検討してまいりたいと思います。

○7番（森要）

2021年11月17日の全員協議会で市長から、民間による駅東開発に伴う若宮駐車場の交換についての説明がありました。その中に駐車場については、新しい駐車場を舗装した上で交換するとし、鑑定評価の結果、おおむね現在の駐車場台数を確保できる見通しであると。そこで、鑑定評価はどこがしたものなのか。市なのか開発側業者なのかどちらでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

昨日の答弁の中でも申し上げましたが、鑑定評価は事業者側で行うこととなっております。

○7番（森要）

事業者側でやった鑑定評価の中で、若宮駐車場のほうの土地の単価、それから今の新たに造ったほうの土地の単価については、把握されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

新たに交換するほうにつきましても、現在の駐車場につきましても、これから鑑定評価を行いますので現時点では把握をしておりません。

○7番（森要）

誰が考えても、例えば、若宮駐車場は坪5万円とすれば、向こうの新しい駐車場が坪2万5,000円で、半分ぐらいの価値だというふうに思っているんですが、先ほどの話で、大型バスを含めて306台が346台になって、40台ほど増えて非常にいいと思っているんですが、この新しい駐車場のほうの面積と、若宮駐車場と市道を足した面積はどのぐらいなのでしょう。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

現時点での数字ですと、今の若宮駐車場側の飛騨市の土地の合計の面積は1万1,423.33平方メートル。交換する株式会社東洋側の土地につきましては合計いたしまして1万2,097.68平方メートルということになっております。

○7番（森要）

台数は増えますけれども、ほとんど変わらないということで、私は、誰が考えてもこちらの駅のほうが高く、向こうのほうが安いということは、もっと面積があってもいいのではないかという気がしています。これについても、今度の交換のときに等価交換という意味も踏まえて、よく検討していきたいと思えます。

3番目の、最新スケジュールについてお伺いします。代替駐車場の整備工事の終了予定は12月中旬、建物は1月の完成ということをお聞きしました。条例改正は3月ということも聞きましたし、デメリット・メリットも聞かせていただきました。若宮駐車場交換につきましては、2021年の11月17日の全員協議会の説明において、「市に財政的な負担が生じることをないように、事業者が代替施設を整備するなど、現行の機能を維持することを条件に交換に応じる。」というふうに述べられました。私はこれを受けて、議会では、特別委員会を設置して交換に応じるべきかどうか、等価交換の考え方はどうなのか、それを協議すべきだったというふうに思っております。昨日の野村議員の発言のように、若宮駐車場は現状のままでよいというような意見も出てまいりました。私はこの若宮駐車場は、博物館とか将来の古川町の役場を移転するときの候補とか、議員の皆さんと話したときに、古川町内に公園が欲しいというニーズもあったので、その子供の遊び場の場所の候補地、もう1つは千代の松原公園と坂巻公園でスケートボードの実証事業をされましたけど、あれは平面でやっただけですが、千代の松原公園については、河川地にはそういう構造物を造れませんから、私は駅東のところに造ればいなんてことを思っていたところ。見込まれるメリットとしまして、民間活力による地域経済の活性化や若者の定住などが期待されることや、市が整備予定だった全天候型の子供の遊び場ができるということ。かねてから懸案であった若宮駐車場の舗装工事が不要となるという説明を受けて、やむを得ないのかなというように思っております。あとは等価交換が誰でも納得できるような手続きを進めていただき

たいというふうに思っております。

本年、産業常任委員会で三重県に行ってまいりました。管外視察をしてきましたが、その中でいなべ市は新庁舎に併設して、森林1.2ヘクタールをにぎわいの森として整備されまして、商業施設、飲食やイベントなど整備され、年間30万人が訪れるということで、今、整備しているところはまさにそれに匹敵する、それ以上のにぎわいの場になり得るだろうというふうに思っております。期待しているところでございますけれども、だからこそ、こういったことはもっとやるべきであったと思うんですが、市長はそこについてどう思いますか。初めに、土地交換をすべきかどうかということの決議をするべきだったのではないかと。もしくは、委員会でやるべきだったと思っております。どういうふうに思っていますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当初の段階から、これは議案を提出して議決を求めることが前提になっておりますので、審議をどうするかというのは議会の判断であるというふうに思います。少なくとも、このことは随分早い段階からもう2年以上やっているんです。正直言って、2年以上やっていて、今更この話がこの状態で出てくるというのはいかがなものかと思えます。再三にわたってやっているんです。しかも、デメリットの問題も、先ほど部長から当初の私が答弁したことをダイジェストで言ってもらいましたが、デメリットらしいものは、今の議論をやっても道路を渡るという1点だけです。しかも、先ほどの道路の話もこちらにパイプをつけるわけですから、通ろうと思っても1か所しか通れないんです。全部パイプがついていて、渡ったところにパイプがあるわけですから、向こうからパイプがあるところを器用に通りませんよ。そういうのも、きちんと公安委員会との協議なども踏まえて議論されてここに来ています。

仮に交換しなかったとしたらどうなるかという、建物が道を挟んで両側にできるんです。そういう構想なので、それは危ないという話を最初から申し上げています。しかも、確かにあの土地に、当初いろいろな計画があったのだらうと思えますけれども、今その体力はないですよ。もし造れば、それこそ駐車場がなくなるんです。どこにやるんですかという話です。

それから、利用実態についても再三説明してきましたけれども、あそこは、平日はほぼ市の職員の駐車場です。確かに市の職員の安全を慮っていただくのは大変ありがたいことですが、市の職員でしたら、ちゃんと渡って、安全対策をやるようにできます。しかも、飛騨市文化交流センター自体も、若宮駐車場にとめることもあります。普段はふるた歯科の隣の駐車場にとめることが非常に多い。あそこを渡るときの安全対策を誰が問題にしましたかという話もあります。ですから、いろいろな意味で、この1点の話を、しかも非常にイメージを膨らませて議論がされているのではないかと。もっと大局的に見たときに、もっと客観的に見たときに、違う結論が出てくるのではないかと気がしております。ですので、我々としては、随分早い時期から丁寧に説明をしてきたつもりでおりますし、事あるごとに一般質問でもたくさん議論されてきました。ですので、決議云々という話は、これは我々が言う話ではなくて議会でご判断なさる話でしょうし、それから、昨日の佐藤議員の質問で、市で説明会をしないのかという質問がありましたが、ではなぜ議会で説明会を直接事業者に求めないのかという話です。民間事業者に対してという意

味では市も議会も一緒であるわけですから、そこについては、質問を市に聞くのではなくて、直接事業者にそういう会を催すということをお願いすればいいのではないかというふうに我々は思っていて、間接話法ばかりしゃべっているからなかなか話が先に進まないのではないかということをおもうので、ここについては皆さんでよく考えていただきたいというふうに思います。

◎議長（井端浩二）

まだ質問があるようですので、時間の配分を考えて行ってください。

○7番（森要）

私も市長の考え方と一緒になんですけど、もっと早めにやるべきだったというふうに私も思っています。こんなこと何度も何度もやって、昨日もそういった必要ないという話も出てきたりして、私は大いに期待して、わくわくして待っているんですけども、ただ、先ほど言った渡る安全のことだけについては思っていたので、これはもう本当に申し訳なかったことだと思っております。

次の質問に入ります。私は今年4月に畑デビューをいたしまして、しかも耕作放棄地でした。2反もありまして、そのうち、株式会社吉城コンポから牛ふんを2トンダンプで10杯ほど入れまして、人力でまいてやってきたのですが、そのうち6畝を手で耕して畝を作って、2,000本ほど植えました。残りについては、草を刈って、それを焼いて、畑にまいて、土づくりということをやってきたのですが、残りの1反4畝を、耕運機を使おうと思ひまして、市で貸し出しがあったからそろそろ貸してもらえかなと思って市のほうへ行きまして、そこから次の2点目でございますけれども、農業機械の貸し出しについての質問です。

3月の定例会の予算で農業機械の貸し出しの予算が計上されておりました。管理の問題や機械の規模等問題があるというふうに感じておりましたけれども、夏頃に先ほどの機械の貸し出しをお願いしに行きますと、様々な問題を整理しているとの回答があり、この事業は今年度に間に合わないと思っておりました。そこで次の3点を伺います。

遅れた理由は、基本的に事業は春先に利用できるように制度設計すべきと考えています。予算計上して、それから要綱等を作成するのは非常におかしいと思いますがどうなのか。

そもそもこの事業の目的は、この事業について説明を聞いていると、主に担い手の機械の貸し出しが目的であったと思いますが、この規模の機械では中途半端過ぎて、担い手にも一般農業者にも不向きでありました。そもそも、この事業の目的は何であったのか再度伺いたいと思います。

次年度の対策は、この機械の貸し出しは必要ないと私は考えます。担い手の支援なら担い手の意向を十分に聞いて、必要とする事業を実施することが大切だと思います。小規模の兼業農家の支援なら機械の貸し出しよりも、別の方法があるのではないかと思います。ご答弁願いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

農業機械の貸し出しについて、3点ご質問いただきました。関連がありますので、まとめてお答えいたします。

本事業は、水稻を中心にした土地利用型農業が持続する環境を整えることを目的にした事業です。トラクター、田植え機、コンバインなど、米作りに必要な機械は高額な上、高騰を続けており、農家の負担が年々増えています。小規模農家では離農する農家が増え、機械の更新もその原因の1つになっており、受け皿となってきた水稻の担い手農家への負担がさらに大きくなっていました。一方で、現行の補助金交付による支援では農家自身の補助残負担が増え、市の財政負担も増え続けることが懸念されます。

そこで、令和6年度予算編成に係る政策協議の中で、農業機械を市道管理用の除雪車のように市が過疎債を活用して購入し、多様な担い手農家へ貸し出す仕組みが構築できないかとの議論となりました。初めての試みであったことから、実証事業として、まずは中小規模の担い手農家が作業受託で利用することを想定し、30馬力のトラクターとトラクターに接続する代かき用のドライブハローを各1台購入する予算を計上しました。その運用方法などについては、担い手農家等で構成される土地利用型農業検討会議等で意見をいただくこととし、令和6年度に入り、同検討会議役員会で意見聴取しました。しかし、馬力などの性能の規模が担い手には小さ過ぎ、兼業農家には大き過ぎる点や、オペレーターや運搬車両の確保が難しい点、様々なオペレーターが使用すると故障のリスクが高くなる点など、様々な課題があることが分かり、8月の2回目の検討会議で、これらの課題を解決しないと共同利用は現実的ではないとの結論に至り、今年度の実施を見送らせていただき、今議会に減額補正予算を上程したところです。

担い手農家の負担増という大きな課題に直面している中で、従来のような補助制度ではない仕組みを考えるには試行錯誤が必要ではありますが、政策立案の過程の中で十分に詰め切れていない部分があったことは事実です。いずれにしても、今後は、農業機械の共同利用による水田営農に加え、水路や農道のり面の地域資源管理の仕組みづくりである地域営農について、いま一度検討していく必要があると考えており、引き続き、現場の声を聞きながら、持続可能な農業機械の支援の在り方について検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

#### ○7番（森要）

ぜひよく検討していただいて、頑張ってもらいたいと思います。

3番目の質問に入りたいと思います。地域営農の質問でございます。先ほどの三重県の視察の中に、私は多気郡多気町も行ってまいりました。多気町の地域資源保全・活用協議会では、延べ700ヘクタールの農地の維持管理、多面的機能支払交付金による活動をされておりました。具体的には、農地維持支払交付金を活用して、施設の点検、研修の開催、畦畔の草刈り、水路の泥上げ、道路の管理等。それから、資質向上支払交付金を活用して、施設の軽微な補修、休耕田を活用した花の植栽、農村環境保全、耕作放棄地、遊休農地の活用など、全般的に多面的に活用されておりました。大変参考になったところでございますが、そこで飛騨市の土地利用、耕作放棄地の対応、土地資源の管理について、私は地域営農システムの構築をするべきだということを思っております。

平成12年頃には、飛騨古川農業農村振興会議が設立されまして、土地利用、耕作放棄地、土地の管理を主体とした事業を実施されておりました。それこそ耕作放棄地が少なくなるなど効果を発揮してまいりました。ところが、合併後この推進会議がなくなったと聞いております。耕作放

棄地が増え、担い手の高齢化、農地の有効活用をするためには、政策を体系的にまとめて、行き先はどこに置くかという青写真、ビジョンを持つことが大切だと考えます。再度、農業農村振興会議のような地域営農システムの構築が必要と考えていますが、市の見解を伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

地域営農システムの構築についてお答えします。飛騨古川農業農村振興会議は、当時の農業委員と担い手農家が主体となって農業農村振興実現することを目的に、古川町役場農林課に事務局を置いて、平成12年に設立されました。農業経済の専門家の指導を受けて、「飛騨古川型農業農村振興システム構想」が策定され、その構想に沿って地域営農システムが構築されてきました。具体的には、古川町を古川南部地区、古川東部地区、細江地区、小鷹利地区ごとに複数集落単位の地縁的な地区に分けて、土地利用型の担い手農家や営農組合を法人化して機械の共同利用や農地集積が進められました。飛騨古川農業農村振興会議は解散しましたが、現在、古川町内にある土地利用型の農業生産法人の多くは、この地域営農システム構想により体系的に法人化されたものです。

一方で、ここ数年の間に兼業農家や中核的農家が高齢化等によりリタイアし、その受け皿となってきた農業生産法人の運営も様々な要因が重なり厳しくなっており、地域営農システムの再構築の必要性を感じているところです。現在、令和7年度予算の政策協議を進めていますが、土地利用型農業が持続するためには、散発的な機械導入への支援を継続するのではなく、森議員がご指摘された、将来計画となる地域営農システム構想を再構築した上で、政策を体系化することが重要ではないかとの結論に至りました。地域営農システム構想をつくるには策定の丁寧な合意形成のプロセスが大切になります。土地利用型農業の農業生産法人や中核的農業者、地域の合意形成組織となる農業改良組合や農業委員会、関係機関であるJAひだや岐阜県などと協議を重ねることからスタートし、令和7年度中の地域営農システム構想の策定を目指してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

非常に前向きなご答弁をいただきまして、本当にありがたいと思っております。それぞれいろいろなことをやっているよりも、体系的に知っていくことが大切だと思いますが、前につくったときは大変な能力が必要だと思いますが、今年度、冬を迎えてやるにも職員の方の体力やモチベーションも非常に大切だと思いますが、改めてその決意というものを聞かせてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご指摘のように、これをつくるには相当な体力というか職員も引っ張っていく力や、そういうことが必要となります。現在、その前段となる地域計画という、法律でつくらなければならないと思っておりますが、今の職員も、夜も含めて現場のほうに出向いて、地域の方の意見を聞いてやっております。一方で、今、例えば古川町で農業生産法人ができてきたのは、そのときの構想が

あったからというのはそのとおりでございます、ここをこれからどう再構築していくかというのが、さらに話し相手の農業者自体も高齢化しておりますので、そこに若い方の意見をどれだけ組み込んでいくかというのも必要になってくると思いますが、いずれにしても丁寧に合意形成のプロセスをして、まずは構想の策定を目指してまいりたいというふうに考えております。

○7番（森要）

それでは、次の質問に入ります。大学設置や駐車場効果のことを聞くにつきまして、どのような経過でどうなったのかということが私も分かりませんでした。議員仲間と勉強会を開いて、大学設置のことや、これまでの状況等は私としては把握してまいりました。市民の方には、なかなか分からないというふうに思いまして、私の議員活動の新聞発行で3月、6月、9月、もう発行しておりますが、私は古川町民の皆さんに新聞折り込みで出してきました。9月号は、大学のことや駅東開発のこと、神岡町のくりの木ホテルのことを書きましたが、そのときは皆さんにはどこまでも知ってもらいたいという議員としての役目だと思ってやっておりました。

昨日の野村議員の発言で味処古川のことを質問され、2点の誤りがありました。フランチャイズ弁当を今でもやっているなんてことを言われましたが、コロナ禍では休止も余儀なくされたりしまして、このフランチャイズ弁当は180食ほど出しておりましたけれども、弁当はやめました。今は味処古川で独自のお袋弁当ということで、25食ほどで7分の1になりましたけれども、それを宅配1個であっても杉崎、太江、袈裟丸まで持って行って、安全確認ということについてもやっているようなところでございます。

2つ目の間違いは、味処古川に金子さんが来たときに――。

◎議長（井端浩二）

森議員に申し上げます。通告書に沿って質問をしてください。

○7番（森要）

これにつきましても、金子さんの非常に残念なことでありまして、これはいずれ削除、訂正を求めたいと思っております。

そこで、大学のこういった質問をするときは、本当に大丈夫なのか聞く必要があるだろうと思います。今の新聞についても私は発行については、設置側や――。

◎議長（井端浩二）

森議員に再度申し上げます。通告書に沿って質問をしてください。

○7番（森要）

しているつもりですが、すいません。大学の開設の状況告知について伺います。大学設置について事業者は、2026年4月の開校に向けて、本年10月18日に文部科学省に大学設置認可申請を提出したとの連絡がありました。大学設置については、令和2年6月9日に大学に設置に関する連携・支援協定書交わされて、記者発表されました。今なら、市民に対して知らせることも私たちもできるし、業者もできるということだと思っておりますが、市ではやるということでは、こういった進行状況と――。

◎議長（井端浩二）

森議員に申し上げます。質問時間を超えていますので、速やかに終了してください。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前11時04分      再開 午前11時15分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

1つ目、飛騨市脱炭素推進ビジョンについて。最近の新聞報道では、世界で石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼で排出される二酸化炭素、CO<sub>2</sub>は今年374億トンに上り、2023年の水準から0.8%増加するとの推計を国際チームが発表されております。現在の傾向が続くと、50%の確率で、6年後には世界の平均気温が産業革命前と比べて継続的に1.5度上回ると予測。1.5度に抑え、気候変動の悪影響を回避するという温暖化対策の国際枠組み、パリ協定の目標達成に残された時間はほぼ尽きていると指摘されております。また、大気中のCO<sub>2</sub>濃度を見ますと、今年は昨年より2.8ppm増の424.5ppmとなり、産業革命前と比べると52%も増加しているということです。日本においては、2020年10月に当時の菅総理大臣が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すことと表明されたことは、皆様も承知のとおりだと思います。飛騨市でも、都竹市長が令和4年3月に「飛騨市ゼロカーボンシティ宣言」を表明され、2050年までに市内のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすることを目指すことと表明されました。そこで飛騨市では、令和6年3月に「飛騨市脱炭素推進ビジョン」を策定され、行政や企業だけでなく足元となる地域や家庭などの取り組みが必須だと思っております。今後、飛騨市が一体となってやらなければ実現しない課題で、どのように進められるのかを伺います。

1つ目、市有林をクレジット化しては。飛騨市脱炭素推進ビジョンの目標達成に向けた重点施策の中に、森林吸収源による価値の創出対象として、市民、事業者、行政の3つに分かれていましたが、事業者だけに丸がついています。これは大変な労力とコストがかかることと思いますが、具体的に検討されている事業者や、今後実施しようとしている事業者はあるのか。また、先日の新聞報道で、飛騨市において試験的な取り組みとしてCO<sub>2</sub>排出量の相殺分を認証するJ-クレジット2トン分を購入すると載っていました。飛騨市には大規模な飛騨市クリーンセンターや市の指定管理施設でもCO<sub>2</sub>を排出する施設が多くあると思います。今後、市の施設の脱炭素に取り

組むには市有林を森林吸収源によるクレジットを創出することではないかと思いますが、いかがでしょうか。現在、飛騨市の施設、飛騨市クリーンセンターやその他の施設で排出されているCO<sub>2</sub>の年間の排出量を伺います。

2つ目、市民アンケート結果について。飛騨市では飛騨市脱炭素推進委員会を設立され、今までに4回協議会を開かれて、その中に市民の環境問題や省エネに対する意識を把握するために、市民182名を対象にアンケートを実施されていますが、私が思うには、市長がゼロカーボン宣言をされてから2年弱経過していますが、カーボンニュートラル、脱炭素に対する市民の認知度はまだ低いように思います。アンケート結果はどのような内容だったのか。また、市内事業者150社を対象に調査され、回答率33%ということです。脱炭素に対する関心や取り組み状況についてもアンケートが実施されていますので、アンケート結果を併せて伺います。

3つ目、中小水力発電の創出について。飛騨市脱炭素推進ビジョンに中小水力発電を中長期的に普及とあるが、何年程度で普及を考えているのか。また、飛騨市には中小水力発電所の候補地はあるのか。あるのであれば何キロワット程度増えるのかをお聞きし、プロジェクトロードマップをお聞かせください。また、「目標設定と達成への道筋」の項目では、「市内における省エネ機器・EV等の普及が進み、間伐等の森林整備量を維持し、全国的なエネルギー事業の変化（イノベーション）が起こるとした場合、2050年度までに7万メガワットアワー／年の再エネ導入により目標を達成」とあるが、どのようなイノベーション、技術革新なのか伺います。

4つ目、飛騨市の脱炭素への周知について。私は令和3年12月の一般質問の中でカーボンニュートラルについて質問し、その中で、「市民も取り組む課題も多くあり実現に向けた取り組みを分かりやすく理解いただく方策は。」と質問しております。市の答弁としては、「地球環境保全への貢献意識の醸成を図りながら市民レベルの活動で貢献できることや家庭でできる省エネなど、身近な取り組みを市民の皆さんに意識づける。」との答弁でありましたが、肌感覚では脱炭素に対する市民の方の意識がまだ低いように感じます。市民の方は、以前よりごみの分別やリサイクルの意識が高いが、それがカーボンニュートラルに結びついていないし、脱炭素への取り組みは今ひとつ盛り上がっていないように感じます。もう一度、市民の皆さんに脱炭素についての理解や意識を高める方策などを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、脱炭素推進ビジョンについて4点ご質問いただきましたので、まとめて答弁させていただきます。

まず、1点目の市有林のクレジット化についてお答えいたします。今年度、脱炭素推進ビジョンに示す重点施策をはじめとした個別テーマを掘り下げて協議、検討を行うため、5つのワーキンググループを展開し検討を進めてきましたが、その中でも市有林のクレジット化の可能性について検討を行ってきました。市有林におけるクレジット化においては、森林経営計画の認定を受けた森林が対象となりますが、当市において森林経営計画の認定がなされた森林面積は約90ヘクタールあります。クレジット化においては審査料や測量費、毎年必要となるモニタリング検証費

等の費用が必要となりますが、これらの費用とクレジット化による収益を比較したところ、必要となる経費のほうが大きくなり、採算が取れないと見込まれているため、現状においては市有林によるクレジット化は困難と考えておりますが、今後も情報収集を行いながら、引き続き市としての取り組みの可能性について研究してまいりたいと考えております。なお、民間では社有林を活用したJ-クレジットの創出を検討されている事業者があることは聞いております。

また、公共施設でのCO<sub>2</sub>の年間排出量につきましては、本年7月に策定しました、「飛騨市地球温暖化対策実行計画事務事業編」において算定したところ、最新の令和4年度においては公共施設全体で年間約1万1,000トンの排出量となっております。

続いて、2点目の市民アンケート結果についてお答えします。昨年10月に市内で開催された「食と森の祭典」及び「ひだ環境展」の会場で来場者にアンケート調査を実施し、脱炭素に対する関心、認知度、家庭での取り組みの現状などについて伺い、182人の方に回答いただきました。アンケート調査では、全体の92%の方が「地球環境問題に関心がある」としながら、32%の方は「脱炭素という言葉聞いたことがない」と回答され、若い年代ほど認知度が低い傾向にありました。一方で、アンケートにご回答いただいた市民のほぼ全員が、マイバック、ごみの分別、照明をこまめに消すなどの脱炭素に資する取り組みを既に行っていることが分かりました。再生可能エネルギーの導入、電気自動車の購入といった取り組む際に高額な費用を要するものや、公共交通機関、自転車の利用といった地域特性的に取り組みが難しいものについては、取り組みをされている市民は少ないという結果でした。

また、事業者向けアンケートは、昨年12月に市内150事業所を対象に行いました。アンケート調査においては、脱炭素に取り組む必要性があると感じている事業所が9割以上あったものの、脱炭素化を行うことでどのようなメリットがあるのかイメージできているという事業所は少なく、また、ノウハウや専門知識の不足、コスト負担への懸念が実際に取り組みを行う上での課題となっていることが分かりました。

このように、市民の脱炭素への認知度は高いとは言えない現状であると認識しております。今年度も、各種イベントにおいて、脱炭素関連ブースの出展や毎月の「広報ひだ」におけるゼロカーボンアクションの周知、事業者向けやシニア向け、また、市職員向けにも講座を開催するなど啓発を図ってまいりましたが、今後もこういった地道な啓発活動の取り組みは継続してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の中小水力発電の創出についてお答えいたします。脱炭素推進ビジョンにおいては、2050年度までに市内のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すこととし、2030年度を中期目標、2050年度を長期目標として設定しております。その中で、市として水力発電所設置の具体の候補地や目標容量を定めてはおりませんが、これまでも複数の民間事業者に新たな中小水力発電の開発に向けた検討を働きかけ、実際に複数の地点での調査も行われており、現在も民間事業者が調査等に入られている箇所が存在していることも承知しております。しかし、水量や落差、地域や水利関係者との調整などの様々な課題があり、断念されるケースが続いており、具体的な設置には至っていないのが現状ですが、今後も諦めることなく可能性を模索していきたいと考えております。

全国的なエネルギー需給の変化につきましては、国が示す2030年エネルギーミックスにおいて、電源構成に占める再生可能エネルギーの比率を36%から38%まで拡大する方針が掲げられてお

り、これと整合した電力業界の目標として、2030年度における電力排出係数を0.25トンCO<sub>2</sub>/メガワットアワー程度に削減するとされており、2050年度には、火力発電所の低炭素化や非化石燃料への転換などにより排出係数のさらなる削減が進んでいることが期待されます。

さらに、再生可能エネルギー分野では、ペロブスカイト太陽電池などの低コストで汎用性の高い次世代太陽電池や、積雪地ならではの垂直型太陽光パネルの普及などの技術開発等も、技術革新として期待されるなど、2050年には各分野で技術革新や社会変容が相当進んでいるものと考えられ、社会全体としてCO<sub>2</sub>削減が図られるものと見込んでおります。

続いて、4点目の市民の脱炭素への周知についてお答えします。今年度も市では各種イベントにおいて、脱炭素ブースの出展や毎月の「広報ひだ」におけるゼロカーボンアクションの周知、各種講座の開催などで脱炭素化の啓発を行ってまいりました。あわせて、ワーキンググループでお話をお聞かせいただいた中でも、市民の皆さんには「脱炭素化とは何か分からない。」、「脱炭素化のためにできる行動は何か分からない。」、「取り組みの効果が分からない。」などの声も伺っており、地球規模で進む温暖化に対し、市民の皆さんに取り組んでいただくためには、脱炭素というキーワードの認知・意識・行動促進を図ることが重要であると捉えており、普及啓発の重要性を改めて認識しているところです。

まずは、市民の皆様への認知と脱炭素への意識を高めいただくことを重点的に行うべく、温暖化による市の気温上昇の変化や農作物の栽培状況などの変化を具体的な数値などで見える化し、現在、市で起きていることを認識してもらいながら、自分事として捉えていただくためのアクションガイド等を作成し、周知したいと検討を行っております。さらに、家庭でできる行動をメニュー化し、子供からお年寄りまで、世代を問わず皆さんが想像・理解しやすい形でお示しする中で、その先に脱炭素行動に対するポイント制度を創出し、行動促進につなげる取り組みも検討を進めております。なお、これらの取り組みを効果的に実施するべく、国の交付金の獲得についても併せて目指してまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

1つ目の質問で、今、市の森林のクレジット化の予定はなくて検討もされるということなのですが、事業者の方が検討されているということなのですが、当然事業者の方もコストや労力がかかるとお思います。それで、そういったことを分かっている今飛騨市には90ヘクタールあるということなのですが、調べると、1ヘクタールで年間約5トンのCO<sub>2</sub>を吸収するというので、90ヘクタールあれば約450トンの吸収量があるということ、今、飛騨市は1万5,000トンですから半分ぐらいは吸収すると思うんですが、まずこれをやって、どちらにしても、結局飛騨市のCO<sub>2</sub>排出は何かクレジットを購入しないといけないと思うんですが、例えば、最終的には2050年に6万1,000トンでしたか、そのときに市は相殺分のクレジットを購入するのか、非化石証書なのか、そういったものを何か検討されているのか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

現状では、市で排出量に不足する部分をクレジット等の購入で賄うというようなことは検討し

ておりません。

○6番（上ヶ吹豊孝）

そうしますと、飛騨市で今、例えば、飛騨市クリーンセンターなどはCO<sub>2</sub>が排出されていると思いますが、2050年までにCO<sub>2</sub>を排出されない焼却設備を造るという理解なのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

各施設を全て、それぞれCO<sub>2</sub>の排出をゼロにするということは困難であると考えております。そういう中で、施設の中でできることからCO<sub>2</sub>の排出量を減らす取り組み、また、全体の社会変容、技術革新の中で、社会全体として減ってくるものも当然あると考えておりますので、それぞれの施設ごとに考えるのではなくて、全体の中で取り組みをしていながら、市としてできることを1つずつ進めていければと考えているところでございます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

本当は質問の中で、現在は1万2,000トンのCO<sub>2</sub>排出量で、2050年での飛騨市の設備を聞けばよかったですのですが、当然飛騨市の行政で管理している設備の中で、CO<sub>2</sub>はゼロにはならないと思うんですが、例えば、先ほど言いましたように、何らかの対策を取らないと実質ゼロにならないんですが、検討されているのはJ-クレジットなのか、非化石証書、これは御存じだと思いますが、再生可能エネルギーでできた電気はそのまま使うんですが、それをまた非化石証書として販売できるということで、例えば、宮川町、河合町で言えば関西電力、中部電力。神岡町で言えば北陸電力なんですが、そういったところから非化石証書を購入する検討はされているんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

現状では、先ほども申し上げましたとおり、不足分を非化石証書やクレジット等の購入で賄うというようなところは、まだ検討しておる状況ではございません。

○6番（上ヶ吹豊孝）

2050年までに、市が排出するCO<sub>2</sub>の量がどの程度なのか分からないので、イノベーションを期待するという事だろうというふうに思います。

あと、アンケートの話なんですが、一般市民から無作為に182名と、150の事業者からアンケートを取って、事業者の場合は33%の回答率ということで、恐らく市民の皆さんよりも事業者の皆さんのほうがCO<sub>2</sub>、脱炭素の認識はあると思います。その事業者の150社についても無作為に、たしかアンケートをとったというふうに書いてあったのですが、150社の事業者の中で33%の事業者がアンケートに回答したということは、まだ事業者の方でも3割しか認知度がないのではないかとこのように私は思っておりますが、先ほどの答弁の中で、市民の方に意識していただくという答弁がありましたけども、例えば、前回聞いたときに、市民の皆様にはごみの減量化をお願いするという事で、まずは取り組むということであったのですが、飛騨市は高齢化が大変進んでおりまして、1人住まい、例えば、高齢者夫婦なんかは惣菜を買いに行き、その惣菜のトレーのまま電子レンジで温めて食べると。そうすると、洗っても汚れが落ちないので、そのまま

ごみ袋に入れると。私も、どうしたら家庭のごみを減らせるかなと思ったら、買い物をしない以外ないかなというふうに思ったんです。それで、市民の皆さんに、そういったことをもう少し認知してもらうために、先ほど、見える化するという部長の答弁ありましたけども本当にそういうことで、例えば、照明を1時間切ったらCO<sub>2</sub>が何グラム減るだとか、ガソリン車を1時間乗ったら何グラム減るとか、そういった見える化をしないと、ただ脱炭素だとか環境に配慮するだとかと言っても、市民の皆さんが理解しにくい、特に高齢者の方はそうだと思いますが、もう少し具体的に広報ひだだとか何かイベントでPRというふうにありますけども、もう1つ掘り下げないと、2年たってもさほど変わっていないような気がするんですが、もう少し具体的に、もし考えているものがあればお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

議員おっしゃられるとおり、市民の生活での行動が、どのような数値につながっていくのかということが、目に見えることが行動の上でのやりがいにもつながっていくと考えておりますので、これまでも、毎月の広報ひだにおけるゼロカーボンアクションで、それぞれの行動に対してこういう削減効果がありますよということは、お伝えはしてきておりますけれども、これをもう少し見やすい形で皆さんにお伝えすることが必要だと考えておまして、先ほども申し上げましたけれども、それらの家庭や生活の中での行動を分かりやすいガイドブックのような形で保存して、目にしながら考えていただく、取り組んでいただけるような形のものを整えればということで、現在検討を進めておるところでございます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

これは一人一人がやらないとなかなか盛り上がらないし、脱炭素に向けて進まないと思いますので、ぜひ市民の方に分かりやすく言っていただければと思います。私、実は毎年、地域で市政懇談会をしているんですが、今年は勉強会として脱炭素に取り組んだんですが、去年はふるさと納税について勉強会をしたのですが、さすがに脱炭素の話をしてもこれは役場のやる仕事だろうというイメージで、みんなぼーっとしていて、なかなか説明しても分からない部分があるので、行政側として、ぜひお願いしたいと思います。

先ほどの中小水力発電の建設の件なんですけど、確かに飛騨市は山あいでも水量が少なくても高低差があるので、発電所を造れば、ある程度の発電量はあると思いますけど、先ほど言われましたように、地域の理解だとか、いろいろなしがらみがあって、いい候補地があっても建設までに行かないという話も聞いておりますので、そういう理解を市民に周知すると同じく、なかなか理解を得られない団体など、そういったところに丁寧に説明して、これは世界中、国を挙げて、飛騨市を挙げてやらなければならない事業だということを行政側として理解してもらうことが大事だと思いますが、その辺も今後、そういった事業者、団体にももう少し説明していくことは当然あると思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## □環境水道部長（横山裕和）

この脱炭素について、市民レベルで、市内でどのようなことをやっていくと減少につながっていくかというところの意識づけが大事だと考えております。そういう中で、今後も団体、イベント等の場を活用して市内でできる脱炭素への取り組みや有効性などについても、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

私は、市民の皆様よりも、水力発電を造るに当たってなかなかハードルが高い団体があるというふう聞いたものですから、そちらの方に理解していただくようお願いしたいと思います。

結局、今CO<sub>2</sub>が世界中でなくなっても、先ほど言いましたように約400何十ppmも存在していて、このまま2050年までに徐々に減らしても、まだまだCO<sub>2</sub>の濃度が増えていくということで、今、世界中で異常気象とかいろいろありますけど、この中で言われているのが、温室効果ガスのうちの1つのCO<sub>2</sub>だというふうに言われて、世界では大気中のCO<sub>2</sub>を吸収する装置をあちらこちらで開発しているということで、日本でも、ある企業がCO<sub>2</sub>を吸収する装置を開発しているということを調べました。恐らく、大きい企業とか、例えば市役所だと最終的に2050年でどれだけCO<sub>2</sub>を排出するかは調べておりませんが、そうした場合、今後、CO<sub>2</sub>を吸収する装置を購入するだとか設置の検討は今の推進ビジョンの中で話し合われているのでしょうか。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## □環境水道部長（横山裕和）

具体的に、CO<sub>2</sub>を吸収する装置などについて脱炭素推進ビジョンの中で言及してはおりませんが、これも1つのイノベーションの変化の中で世界レベル、また、国レベルで取り組みが進んでいく状況になれば、そういう中で市としてそれに組み込んでいくべきか、取り組めることなのかということを検討しながら、現在の脱炭素推進ビジョンにとらわれず進めてまいりたいと思います。

## ○6番（上ヶ吹豊孝）

今、ゼロになっても今の状況はずっと変わらなく続いていくので、どこかでこのCO<sub>2</sub>をなくしないと、何千年も何万年もこの状態が続くということですので、ぜひまたそういったことを行政としても検討していただければというふうに思います。

最後なんですけど、このまとめとして、脱炭素推進ビジョンに今まで何もしないとCO<sub>2</sub>排出量は増加を続けていくと。市内では平均気温が0.7度上昇し、真夏日や猛暑日の増加、降雪量の減少、短時間に急激に降る雨量などがあると。産業面では、高温により農業被害や飛騨牛、鮎といった市の特産品の生育不良や品質低下にもなると。観光面では、スキー場や自然資源を売りとした観光・レジャー産業にも大きなダメージがあるということが書いてあります。これは本当にこのとおりだと思いますので、市に関わる全ての人に責任の一端があるということで、一人一人が現状を理解し、具体的な行動を起こさなければ、未来へつなぐことはできないとあります。まさに今、市民の皆さんに理解し、行動を起こすことを行政として周知することが大事だと思います。いま一度、市民の皆さんに分かりやすく説明することが大事だということをお願いして、この質問を終わります。

次の質問に移ります。2つ目、耕作放棄地でのブドウ栽培について。全国的に耕作放棄地はなかなか解消されていない状況です。耕作放棄地が減らない理由としては、所有者の高齢化や農業従事者の担い手不足が挙げられます。耕作放棄地は山あいや谷などの自然条件が悪いところに発生するケースが多く、農地として活用しにくい点も耕作放棄地が解消しにくい要因となっています。飛騨市においても、過去の一般質問で、耕作放棄地対策や農業従事者の高齢化により、耕作放棄地が年々増加することや農業従事者のなり手不足が問題視され、一般質問が何度か行われています。今ほどは森議員、昨日は佐藤議員からも一般質問がありましたように、全国的な課題で、飛騨市も同様な課題となっております。それで今回、古川町黒内地区でワインのブドウ栽培が耕作放棄地を利用して整備が進められているとのことで、飛騨市の新たな産業となり、山あいの耕作放棄地の活用になればと期待するところです。私も11月に黒内地区を見てきました。そこで、何点か質問させていただきます。

1つ目、ブドウ園の管理と運営は。国の最適土地利用総合対策事業を活用して、古川町黒内地区をモデル地区として、耕作放棄地を利用したワイン用ブドウ栽培を計画されていますが、この土地はもともと黒内農事組合法人で果樹栽培をされていた、法人が管理されている土地だと思います。今後どのような管理体制で運営されるのか伺います。また、農用地保全等推進員にはどのような取り組みをお願いしているのか。また、何年度まで設置するのかも伺います。あわせて、集落支援員との役割も関係するのか伺います。

2つ目、最適土地利用総合対策について。この事業は最大で5年間とされているが、現在進行している古川町黒内地区は何年度まで実施する計画なのか。また、この事業のこれまでの具体的な内容と今後の展開を伺います。

3つ目、ワイン製造はどこですのか。11月初めに、岩手県盛岡市紫波町の視察の1つに、地域の農家が栽培したブドウ園を使用し、これは自分の農園ということで自園、敷地内で醸造する自醸。この自園自醸をスタイルにワイン生産を行っている、紫波ワイナリーを視察に行ってきました。そこのモットーは、栽培から醸造、熟成に至るまで、全てに手間をかけ、土地に根差したワインを作ることだそうです。今回の黒内地区のブドウ栽培では、最終的にワインを製造するのですが、どこでワイン製造をするのか、おいしいワイン製造は大変難しいと聞きますが、製造される事業者の方はワイン製造のノウハウはお持ちなのか伺います。また、紫波ワイナリーでは20万本のブドウを栽培していましたが、計画として黒内地区のブドウ園の規模やワイン製造規模を伺います。

4つ目、ブドウ収穫労力体制は。黒内果樹園は黒内農事組合法人の高齢化や果樹木の老朽化で縮小されたと聞きましたが、ブドウの収穫には相当の労力が必要になると思いますし、素人ではブドウの選別や収穫方法が困難ではないかと思いますが、作業者の確保はできるのか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の、ブドウ園の管理と運営についてお答えします。黒内地内でのブドウ栽培及びワイン醸造の計画は、高山市に本部を置き、食料品スーパーマーケットを運営する飲食料品小売業者が

事業化を計画されたものです。同社が飛騨管内で栽培地を探す中で黒内果樹園に直接相談され、黒内果樹園の休耕中の樹園地を活用してブドウを栽培したい同社と、樹園地を含む地区内の耕作放棄地を何とかしたいとの地元の思いが合致し、所有者である黒内区の理解を得て土地を借用し、令和5年度から試験栽培を始められました。今年度から本格的に栽培を始め、醸造所の建設も計画されています。将来的には、生食用の希少品種のブドウ栽培や観光農園化も検討されていると伺っています。ブドウ栽培もワイン醸造も、この飲食料品小売業者が事業主体であり、別法人化も検討されているとのことですが、黒内果樹園では来年度の機械の更新も予定されており、桃とリンゴの栽培を継続されると認識しています。

農用地保全等推進員は酪農での粗放的な利用やブドウ栽培など、これまでに地域でなじみのない方法での農地の活用を円滑に行っていただくための調整役のような役割を担っていただく方として、地元の区長や農政の業務経験がある方を会計年度任用職員として雇用しています。その財源には国の最適土地利用総合対策を活用し、令和9年度まで配置したいと考えております。なお、集落支援員は古川町畦畑地区などをモデルとして、ノブドウなどの栽培による遊休農地対策の実証を委託しているもので、黒内地区におけるブドウ栽培事業とは直接的に関係しません。

2点目の、最適土地利用総合対策についてお答えします。最適土地利用総合対策は、中山間地域等における農用地保全に必要な土地利用構想策定、粗放的利用のための実証的な取り組みへの支援が受けられる国の事業です。市は令和5年度から令和9年度まで、国の定額助成が受けられる計画を立てています。最適土地利用総合対策黒内地区の柱は2つあります。1つは、黒内区在住の獣医師が休耕樹園地を活用した山地酪農です。当該交付金を活用し、放牧用の電気柵購入、放牧予定地や周辺の木の伐採や除草作業などを行っています。令和7年度は採草地の造成を予定しています。もう1つの柱が、今回ご質問いただいたブドウの栽培になります。今年度は、栽培予定地約1ヘクタールの休耕樹園地の伐根整地工事を実施しております。令和7年度は、粗放的利用の実証に必要なブドウの苗や資材等の導入支援を計画しています。最適土地利用総合対策黒内地区は、遊休化している樹園地を活用する新たな試みです。ブドウ栽培とワイン醸造は市内の新たな産業となる可能性があり、栽培や醸造が軌道に乗るよう、岐阜県飛騨農林事務所や中山間農業研究所からも技術指導を受けながら、市は伴走支援をしております。

3点目の、ワイン製造についてお答えします。事業者からは早ければ令和8年度に醸造所を建設し、令和9年度から醸造を開始する計画と伺っています。ブドウ栽培地の周辺に醸造所も整備する自園自醸で、将来的には観光ワイナリー化を目指されていると伺っています。事業者が自前で整地し苗木を既に定植した約1.2ヘクタールと、市が交付金を活用して整地し来年度定植する約1ヘクタールを合わせた約2.2ヘクタールの栽培で、収量を約20トン程度と見込んでおられ、全量を醸造できると750ミリリットルの瓶で2万本のワインが醸造できる栽培量とのこと。醸造所ができて9月頃に収穫したブドウで醸造するため、製品の販売は翌年になります。当初は外部への委託醸造や黒内果樹園のリンゴを使ったシードルの製造も検討されています。現在は、専任の正社員1名と契約社員1名を配置されており、お二人は既に他産地での栽培研修を受けて、醸造についての研修も検討していると伺っています。

4点目の、ブドウの収穫労力体制について、事業者からは収穫等の繁忙期はパート雇用やボランティア募集を考えていると聞いております。また、収穫作業に必要な技術の習得について

も併せて検討されると思っております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

こういった国の事業を使って耕作放棄地対策になるので、私はすごく注目しております。それで今、黒内では2ヘクタールということで、恐らく、そういった耕作放棄地があれば横展開ができると思います。意外と神岡町は日当たりもよくて、ブドウ栽培には日当たりがよくて、気温があまり高くないところというふうに聞きました。古川町、宮川町、河合町ではそういったところがあるかどうか分かりませんが、こういったことがもしうまくいけば、この最適土地利用総合対策を今後も飛騨市で展開する予定は検討されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

午後12時を回りますが、このまま続けさせていただきます。

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

この国の事業は農林水産省の事業で、有利なのは最長で5年間。そして、毎年度1,000万円までは定額でいただける、1,000万円まででしたら全て国費でできるということで、財政的に非常に有利な事業ということで、今、本市でもやっているところです。耕作放棄地対策は非常に難しいです。土地に合わせて人も要りますし、その土地の特性によって全然違いますから、まずは黒内地区をしっかりと実施した上で、うまくいけば、この事業が続くということであれば、東海管内では岡崎市が2地区でやっていると同っております。ですので、まずは地域、あるいは民間事業者の内発的動機が大切だと思いますので、そういった声が出てきた場合には、この事業に限らず有利な事業を採択されるように努力しますし、横展開も考えてまいりたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今、5年間、黒内地区で国の事業として1,000万円。例えば、同じ事業者の方が飛騨市のほかの地区で同じブドウ栽培をやろうとした場合、また申請すれば、5年間1,000万円ずつもらえるということなんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

交付金の交付要綱等は細かいところまで読み込んでいませんので、確実なお話にはなりませんけれども、基本的にはそれぞれの地区ごとに計画を立てるものですから、そして、この事業のいいところは実証をすることができるということです。実証だと獣害、あるいは今回特に心配していたのは霜の被害なんですけど、この辺りも実際栽培してみないと分かりませんので、耕作放棄地対策はリスクがかかりますが、そういった実証を財政的に有利なものを利用して、例えば、ブドウについて横展開する場合も、ほかの地区でも可能なように要望も挙げていきたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

ぜひ、この飛騨市の耕作放棄地対策でブドウができればいいなと思います。それと私が11月頃に行ったときに、今、農林部長が霜対策と言われましたけども、実際見に行ったらなぜかブドウ

の木が全部斜めだったので作業者の方に尋ねると、垂直に立てると必ず折れるので、雪対策で斜めにして雪の下にするということで、ちゃんと研究されているなというふうに思いました。それで、そういったいろいろなノウハウを持っていらっしゃると思いますので、ぜひその5年間で、令和9年にワインができるということなので、ぜひともお願いしたいと思います。

それとあと1点、たまたま長野県のほうに行ったときに、黒内地区と同じようなブドウの栽培をしている農園がありましたので見たら、鳥獣被害用に2メートル半ぐらいの柵の上に電気柵で、恐らく、猿よけだと思うんですが、同じように神岡町の石神地区や麻生野地区でやられている同等なものがあるんですが、聞くところによると、これだけやっても猿は簡単に飛び越えていくという話も聞きました。ブドウですと熊も来るでしょうし、鳥も来るでしょうし、猿も来るということで、広い土地でそれを全部対策するのは大変だと思うんですが、その辺の検討は今後されるということでよろしいでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員ご指摘のとおり、物を作るということは、それはもう餌になるわけなので、獣害対策とは必ずセットで考えていかないといけないと思っています。ですので、この実証の中で最初は苗や資材の導入が中心にはなりますが、予算に余裕が出てくれば、事業者と話をしながらですが、獣害対策のほうの実証も併せて進めてまいりたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

全国的に、耕作放棄地の問題がクローズアップされておりますので、今回のブドウを栽培してワインを製造する事業が成功して、飛騨市の新しい産業や雇用の創出、また、先ほどお話がありましたように観光までいければ飛騨市の活性化になると思いますので、ぜひ成功していただくように行政の方も注視していただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後12時06分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、中田議員。

〔2番 中田利昭 登壇〕

◆休憩

◎議長（井端浩二）

暫時休憩とします。

（ 休憩 午後1時12分 再開 午後1時12分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○2番（中田利昭）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

最初に、図書館における本の陳列方法について、3点ほどお伺いいたします。1番、特設コーナーを設け、鳥獣被害に関する書籍や農業に関する書籍を置いてはどうかということ。2つ目が、市や県が行っている鳥獣害対策を冊子にして閲覧できるようにしてはどうか。3点目が、鳥獣被害に限らず、市民の関心事を冊子にして閲覧できるようにしてはどうかということに質問させていただきます。

まず1番ですが、9月の一般質問で、私は鳥獣被害に対して幾つかお伺いをいたしました、私たちも行政に頼るばかりではなく、自ら情報収集をして対策を行いたいと考えているところです。先月上旬に、集落環境診断研修のお誘いをいただいたので参加をしてみました。これは私の地区の隣の地区だったのですが、土地勘もあったので参加をさせていただいたところですが、そこでは野生動物の生態などを主に教えていただいたのですが、野生動物の生態について、私たちはまだまだ知らないことが多いと感じました。特に印象に残ったその中のお話で、明治期まで、言い換えると江戸時代の終わりまでですかね。明治期に比較的安価に手に入るようになった銃火器の影響で、鳥獣は絶滅寸前まで追い込まれ、鳥獣による農業への被害というのはほぼないに等しくなったと伺いました。しかし、銃規制の強化と動物愛護の観点、また、近年では狩猟者の減少で野生動物が年々増え、規制前の数に戻ってきただけのことでした。したがって、近年までの生息数が異常に少なかつただけであり、江戸時代までは鳥獣との知恵比べで農業を歩んできており、対策がないわけではないと実感いたしました。鳥獣被害で野菜づくりをやめるといっても多いと聞きますが、健康寿命を延ばす観点からも、家庭菜園は非常に有効であることは証明されております。1人でも多くの方に続けていただきたいものです。

鳥獣被害を軽減するために、個人やご近所さん、または地域ぐるみでの対策を行い、市の支援をいただきながら、努力して防衛しているところですが、野生の動物の生態を知ることは意外と軽視されているように見受けられます。先ほどの集落環境診断研修などは非常に有効であります。これは市で企画してやられたと思うんですけども、時間と経費がかかりますので、鳥獣被害の専門書等が身近にあれば、そういうところから知識を得られれば、時間とコストの軽減にもつながるのではないかと私は考えました。しかし、そう言ったような専門書というのは比較的高価

ですし、鳥獣保護管理法や狩猟免許取得に当たっては銃砲刀剣類所持等取締法などの知識も必要であり、個人が買うにはちゅうちょするものとなっております。そこで、神岡図書館、飛騨市図書館にて書籍をそろえていただき、特設コーナーを設けていただいて、そこに陳列していただければ我々市民も簡単に情報を探せますし、そういうところで情報を共有していけば、それがコミュニティの場となるのではないかと思います。また、それに関連して農業に関する書籍も同時に陳述されてはどうかを伺います。

2つ目、岐阜県では野生動物、特にイノシシの生態についてGPSを使った調査が行われております。このような調査はウェブサイトから比較的簡単に検索することができますが、検索ワードを工夫する必要がある、ウェブページにたどり着くまでは多少のコツが要ります。また、ほかの自治体や民間の会社が独自で調査したもののレポートも多数ウェブサイトには存在していますが、これは情報過多で飛騨市に合ったレポートを探し出すにはなかなか根気が必要です。パソコンやスマホが得意な方は検索も容易にできますし、若い方は小さい文字も見えます。しかし、パソコンを持っていない方、スマホの文字では小さ過ぎる方、また、バックライトが苦手という方も結構おられますので、紙媒体からこのディスプレイに置き換わるのはまだ先のように思われま。先ほども申しましたが、鳥獣被害対策に有効な情報がウェブサイトにはたくさん見受けられますが、情報過多で、これらを比較するには紙媒体で比較するほうが利便性がよく、万人がその情報を得ようとする場合もまだまだ紙媒体にはかないません。先ほどの質問で特設コーナーに専門書を陳列してはどうか伺いましたが、ウェブサイトにある情報をプリントアウトし、小冊子にすれば立派な紙媒体の情報誌になると思われま。このような情報も特設コーナーに集約して陳列すれば大変見やすくなるのではと思われま。そのような考えはないか。

3つ目です。飛騨市民の関心事や知ってほしい情報は広報ひだやSNS、飛騨市のウェブサイト、ケーブルテレビの飛騨市チャンネル等で簡単に得られるようにはなりましたが、情報が溢れ過ぎて見過ごすことも多くあるように見受けられます。飛騨市の図書館はきれいに整理されて、書籍も豊富で、他の自治体と比べても自慢のできるレベルに達していると思われま。しかし、私たちの身近な情報は少ないように感じま。また、市民に知ってほしい情報がインターネットやSNSなどで噂レベルで伝わったり、真意が間違っ伝わったり、そもそも間違っ情報だったりと、伝達することの難しさも感じま。そこでそのような情報も冊子にまとめて、特設コーナー、あるいは専門のコーナーにて陳列し、市民の皆様幅広く知っていただければよいのではないかと考えま。また、QRコードなどでSNSに拡散するように工夫をして、このような情報を市のウェブサイトに誘導するよう促せば、正確な情報にたどり着け、取りこぼしも少なくなるように考えま。このような陳列方法を前向きに検討していただけないか伺いま。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めま。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、1点目の鳥獣害や農業に関連する書籍の特設コーナーの設置についてお答えいたしま。昨今、市内各地で鳥獣害による被害が多く発生し、私たちの生活圏にまで野生動物が侵入しており、自主防衛を取ること生活上の安全を確保することが大きな関心事になっておりま。

こうした実情を踏まえ、市民が自ら情報収集を行えるよう、議員ご提案の鳥獣被害の専門書コーナーを設置するとともに専門書や関連書籍を集めた図書環境を整備する方向で取り組みたいと存じます。現在、図書館にある鳥獣害関係の書籍は飛騨市図書館に18冊、神岡図書館に10冊ありますが、今後の図書購入に当たっては農林部と連携して対応してまいりたいと考えております。また、家庭菜園を含む農業関連書籍も同様に取り組むこととし、実用・専門書数を拡充することで、幅広い市民に図書館を利用していただけるよう努めてまいります。

次に、2点目の市や県が行っている鳥獣害対策の冊子化及び閲覧についてお答えいたします。鳥獣害対策に関する情報は市や県、民間団体のウェブサイトで公開されていますが、情報量が多く、必要な情報にたどり着きにくいという事例はご指摘のとおりと思います。紙媒体の情報は内容を読み取りやすく、基本的に資料に向いていると認識しておりますが、分野によっては状況変化のサイクルが早いものがあり、紙媒体で冊子化した場合、情報更新のタイミングが遅れると結果的に古い情報のままで提供してしまうリスクがあります。このため、図書館としては、普遍的なものについては書籍で対応し、最新情報を求める場合や移り変わりが早いものについては、図書館内のインターネットコーナーで対応することにすみ分けをしています。その際、パソコン操作が苦手な方には図書館職員が操作をサポートし、当該ウェブサイトまで案内するなどの補助をいたしますので、図書館職員にその旨をお申し出くだされば、対応させていただきます。

最後に、3点目の市民の関心事の冊子化及び閲覧についてお答えします。市民の関心事は多種多様に及び、かつ、世の中の変化が激しい時代の中、特定のテーマに絞った冊子を作成することは物理的にはできないことはありませんが、前出の答弁と同様に、情報の内容や性質によっては時間がたつと情報の陳腐化が懸念されます。そのため、図書館として関心事を冊子化し、市民に活用していただくことは、期間経過後の情報変化に起因するトラブルを招きかねないため、実施する予定はありませんが、市民の関心事の情報を入手する支援としてレファレンスサービスでの個別対応を行っております。これは市民の問い合わせに応じ、図書の照会や検索を行い、情報収集のお手伝いをするサービスです。まだまだ認知度が低いのが課題ですが、図書館は市民の情報収集活動を幅広くサポートしておりますので、様々な相談事などについて図書館職員に気軽にお声掛けをいただきたいと存じます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○2番（中田利昭）

大変前向きで、ほぼ100%のご回答をいただけたと感じております。その中で、例えば、ウェブサイトにある有益な情報がすぐに陳腐化してしまうことは、私も念頭には置いておりましたが、最新の情報が得られるということは、そこへ何らかの形でたどり着けるように、QRコードで図書館にこんな情報がありますよということを紹介することが可能であればしていただけないかと思うんですが、そのような考えはありますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今ほど回答も申し上げましたが、QRコードという形もいいかと思うんですが、図書館としてはレファレンスでいろいろ細かな情報を集約して、顔と顔とで、お互いに様々なヒアリング

をして、正確な情報の絞り込みといいますか、そういったことをさせていただきたいと思いますので、当面はレファレンスで職員が対応させていく形が一番早くて、対応もしやすいし、時間もかかりませんので、そういったところからまずは始めたいと思っております。

○2番（中田利昭）

分かりました。実は先般、市長も参加されていたある会議で、イノシシはグレーチングをまたがないというような情報を得まして、イノシシがグレーチングの上をまたがないことを分かっている人は分かっているし、私は初めて聞いたので衝撃的で有効だなと思ったのですが、例えばそういった情報の共有も図書館でできないか伺いたいのですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今、グレーチングの例が出たのですけれども、確かに図書館スタッフはいろいろな情報を得て、レファレンスに耐え得る知識の向上のために日々努力しております。それで今回は、鳥獣害ということもございましたので、農林部との連携、専門部署、あるいは知識の深い職員もございますので連携しながら、先ほど申しました、どういうニーズに合わせてというところの、的を外さないストライクゾーンといいますか、そこら辺を見極めながら、一つ一つそういうレファレンスサービスを通しながら、部内での連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

○2番（中田利昭）

私、図書館員の労力を削減しようと思って、そういうご提案をしたんですけれども、そうやって面に向かってやっていただけるのは本当にありがたいことですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次の2つ目の質問に移りたいと思います。マスメディア、4大媒体といたしますけど、SNSを含むソーシャルメディアなど、インターネットを使った情報収集や発信について伺いをいたします。1番、デジタルディバイド、情報格差について。2番、フェイクニュースや誤情報について。3番、動画共有サイトでの情報発信についてということであります。

1番、近年、情報の取り方は人それぞれ多種多様であり、旧来からあるマスメディア、先ほど申しました新聞や雑誌、テレビ、ラジオの4大媒体による収集や、SNSを含むソーシャルメディアなどのインターネットによる収集など多岐にわたります。ソーシャルメディアにおいては、情報の受け手が同時に発信者にもなりますし、SNSにおいても個人のコミュニケーションのみならず、情報の発信者にもなります。近年、情報収集には非常に便利な環境が整っていますが、年齢やスキル、得手、不得手によってデジタルディバイドが深刻になってきています。ここ最近では、自民党総裁選挙やアメリカ大統領選挙、兵庫県知事選挙など、特に選挙などの重要な場面でこの情報格差というのが媒体により解釈の乖離が見られることが頻繁に起きております。特に兵庫県知事選挙では、失職した知事が明らかにSNSでの情報発信により再登板の判断が下されております。一般質問の場ですので、ここではどちらの情報も正しくて、間違っていたのかを論じるつもりはありませんし、兵庫県議会が出した不信任決議案を非難するつもりもありません。しかし、デジタルディバイドによる不公平感も否めませんし、ソーシャルメディアを軽視するわけにもいきません。今後、このような問題が地方に及ぶことも懸念されますし、市長は日頃大変

上手にSNSを活用し情報を発信されております。また、市の情報もSNSや同報無線などにより、効率的に発信されております。それでも、発信する側の努力が足りないのか、我々受け手の努力が足りないのか、デジタルディバイドは存在をしております。これによつての不公平感を感じることも多々あります。今後、デジタル機器は簡単になり、使いこなせる世代が広がれば、このデジタルディバイドの問題は縮小していくものと思われませんが、現在、この問題をどう捉え、格差を縮小していくのか、市長の見解をお聞きかせください。

2つ目です。1つ目の質問にかぶるところがありますけれども、ソーシャルメディアの普及により簡単に情報が得られるようになり、その恩恵は計り知れません。その反面、間違つた情報が拡散され、そもそも悪意のあるフェイクニュースが本当であるかのように拡散する場面にもよく遭遇をいたします。これは、ある程度の経験を積めばその真意は分かるようになるものですが、信じてしまう方もまだまだ多く見受けられます。また、旧来型にあるような、いわゆるウェブサイトにある掲示板サイトなどでは、私もたまにのぞいて見るんですけども、飛騨市内においても分断をあおるような書き込みが見受けられ、すごく気分を害することがあります。ソーシャルメディアは大変有効な伝達手段であり、今後ますます発展し重要になってくると思われますが、誤情報やフェイクニュースに対する市の見解と対策をお聞かせください。

3つ目でございます。ソーシャルメディアの問題点については1番と2番で質問させていただきましたが、反面、これはとても有効な発信手段であることは誰も疑いようのないことであります。現在、飛騨市公式チャンネルと飛騨市議会を動画共有サイトにて発信しておられますが、かなりの数の方が見ておられると肌で感じられます。また、私の一般質問の視聴回数を見て、落胆したりもしております。テレビの難視聴地域では、ケーブルテレビにより飛騨市のチャンネルが視聴でき、この放送によつて情報を得る方は相当数おられますし、高齢者に至っては、ほぼ100%このチャンネルを見ておられるものと見受けられます。また、そういう高齢者は本当に情報通で、私もよく母親から知らない情報を聞いたりすることも多々あります。先ほども述べましたが、SNS、ウェブサイト、同報無線は重要な情報発信メディアであり、情報を広く、取りこぼすことなく受け入れていただくには多種多様な方法を活用するべきです。今後、SNSや同報無線、ケーブルテレビの飛騨市チャンネルと同等の内容を動画共有サイトにて発信していただけないか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは1点目の、デジタルディバイド、情報格差に対する見解についてお答えをいたしたいと思っております。このデジタルディバイドという言葉なんですけど、1996年にアメリカで提唱されたことがきっかけで、IT化を進める問題として広く認識されてきたということでございます。1996年といいますと、Windows 95が出た翌年です。Windows 95はインターネット元年ですから、事実上インターネットが実質始まった頃からこの話が出ているというふうに思うわけです。要素として、巷間言われておりますけども、そのアクセスの問題、ネットワークの利用ができるインターネット接続料金がどうだということ、これは大分ほとんど解消されてきましたが、

それともう1つはリテラシーの問題、どうやって使いこなすか、知識はどうかという問題がある。これがデジタルディバイドだったということです。専ら今はリテラシーの問題だろうというふうに思います。

日本においてもこの議論は古くからございまして、2000年に政府が日本型IT社会の実現を目指す「e-Japan」という構想を掲げたことがございました。そのときに、政府主導のもとで情報インフラ整備が急速に行われたわけでありまして、この際にもパソコンなどの情報機器の操作に習熟していない人、あるいはパソコンとかを持っていない人がたくさんおられましたので、その格差が社会問題として大きく取り上げられていたわけです。当時、私は岐阜県の情報化拠点のソフトピアジャパンに勤務をいたしてございまして、ちょうどそういった環境の中におりましたので、このデジタルディバイドといいますか情報格差の問題が大変活発に議論されていたことを思い出すわけでありまして。それから四半世紀が過ぎたわけです。当時、デジタル機器を使いこなしていた最先端の世代というのは、30代前後の人だったんですが、その方々はもう60代になろうとしております。それから、当時、議論の中核にいたのが50歳前後の方々でしたが、当時、その世代の方々もパソコンやインターネットを自由自在に使いこなしておられましたし、中核であったわけですが、その方々はもう既に後期高齢者になろうとしているということです。いずれも、今やデジタルディバイドの弱者のほうに足を踏み入れようとしておるわけです。そうすると、少し長い時間軸で見てみたときに、そのデジタルを使いこなすばりばりの世代だった人が、なぜ一定期間を過ぎると世代間の情報格差の弱者になっていくのかということをおもうわけです。そうすると、高齢者には紙媒体、若い人にはデジタル、という問題ではないのではないかと感じております。

私自身の考えとしては、デジタルディバイドというのは、常に新技術が開発されていく以上、どんな時代でも必ず起こり得る問題ですし、その原因としては、人は年を取ると、新しい技術を取り入れたり活用したりしようという動機や興味、気力が低下するという加齢の問題ではないかと思っております。議員からは日々SNSを上手に使っているとおっしゃっていただきましたけど、私自身も例えばティックトックやビーリアルという、今の新しいSNSのツールには全くついていけておりません。それから、動画ベースの発信もどちらかというと苦手でございます、これも私自身の加齢による情報格差の1つなのかなと感じるわけでございます。

他方で、ご質問のこういったところが今後どうなっていくのかというお話なんですけど、恐らく、簡単に使える情報機器やサービスが出てまいりますと、今も縮小しておりますけれども、今後もそういった情報格差を縮小していこうというふうに思われます。現に、先ほど申し上げたように2000年前後に出ていたパソコン、PDAという情報端末がありましたけれども、それに比べると今のスマホやタブレットというのは圧倒的に使いやすいというふうに思いますし、これはさらに進化していこうと思っております。いずれ、スマホに向かってしゃべっただけで、ちゃんとAIが修正して投稿したり、動画を撮っただけで上手に加工して投稿ベースにしていくというのが、恐らく、近い将来出てくるだろうなというふうに思いますし、音声・動画・発信というのはこういうことによってもっと簡単になっていくのだろうなと思っております。そうすると、この中で市ができることは何かということをお考えすると、学びの場をつくるということではないかと思っております。今、「初めてのスマートフォン体験型講習会」というのをやっております、スマホの

基本的な使い方からライン、インターネットの使い方などを学べる講習会を昨年度から実施をいたしております。こうしたことを地道に開催していくことが必要ではないかということで、私自身も加齢問題というのにしっかりと向き合っていきたいというふうに思っているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず、2点目のソーシャルネットワーキングサービス、SNSでのフェイクニュースや誤情報に対する市の見解と対策についてお答えをいたします。一般的にSNSには様々な種類がありますけれども、現在大きく普及しているものは主にフェイスブックやインスタグラム、X、旧ツイッターですけれども、などであると認識しています。これらにはそれぞれ特徴があって、フェイスブックやインスタグラムは写真や文字数等にそれほど大きな制約はなく、しっかり文章を書き込むことができ、匿名性が低く、個人間のつながりが重視されているのが特徴でございます。また、それによって正確性が高い情報が流れる傾向にございます。一方で、X、旧ツイッターはリポスト、旧ツイッターではリツイートと言っていましたけれども、その機能やトレンド機能などによって拡散力が非常に高い反面、写真や文字数に大きな制限があることによって、一部の情報、文言を切り取って使われることが多く、加えて匿名性が非常に高いために、誤認識情報が多いものと認識をしております。現に、本市が8月に発表した「職員の懲戒処分等について」でも、あるメディアに本市が発表した情報の一部分が切り取って掲載され、その日の夜には、それを情報源とした市への批判的な発信がX上で広く展開される事態がありました。直ちに、市の公式ホームページ上で詳細な情報を端的にまとめて発表したところ、X上で、その発表を引用した発信が急速に広がり、事態は一気に収束に向かいました。この経験から、市が発信した情報を含め、飛騨市に関する情報には常に目を光らせ、誤情報などに対しては正しい情報を公式な情報源からしっかりと発信することが重要であると改めて認識したところでございます。

また、そうした情報を受け取る側も誤情報に惑わされず、正しい情報のみを取得できるよう、特にSNSに触れ始めるであろう小学生や中学生には、昨日の小笠原議員への答弁でも触れられておりましたけれども、各学校において教師や外部講師による情報リテラシーの向上に資する研修を定期的開催しているところであり、こうした取り組みを継続してまいります。

次に、3点目の市のSNSやケーブルテレビと同内容を動画共有サイトで流せないかというお尋ねでございます。議員ご発言の動画共有サイトで市が活用しておりますのは、ユーチューブですので、市公式ユーチューブについてお答えをいたします。市公式ユーチューブは、現在、ケーブルテレビ上で放送した「まちの話題」の一部や、ドローンによる空撮コンテスト応募作品などを公開しているほか、研修会などの様子を対象者のみに限定公開するなど活用しております。また、コロナ禍では「ほっとらいぶ飛騨」として市長の市政報告を生中継で放送しておりました。しかし、こうした活用はフェイスブックやウェブサイトのように、そのまま写真と文書を投稿す

るのとは違い、編集作業、目を引くサムネイル画像の作成といった専門的なスキルや手間を必要とすることや、中にはご自身が映った動画がユーチューブに公開されることに嫌悪感を抱かれる方もいらっしゃるなどの理由から、なかなか活用が進まないのが現状です。このことから、来年度はユーチューブを含めたSNSの活用や動画制作のスキルを有する事業者と連携し、本市に適した活用を進めていくことができないか、検討を行っているところでございます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○2番（中田利昭）

それでは、2、3点再質問させていただきたいと思っておりますけれども、今、ユーチューブという固有名詞が出たのでユーチューブを使わせていただきますけれども、先ほども申しましたけど、飛騨市のケーブルテレビのチャンネルは、本当に難視聴地域で見る方は皆さんほぼ100%見られていると感じています。要は、我々の世代はこういうIT機器を使って、自分から情報を取りに行くということは簡単にできると思うんですけど、お年寄りの方は旧来のメディアのようにテレビから一方的に流れる情報を繰り返して、特に飛騨市のチャンネルは繰り返し繰り返し同じ内容をやるので、お悔やみ情報なども流れますし、よく見て、よく覚えているんです。私のおふくろも、私よりもよく知っていることが多々ありますし、当然、今日の議会の模様も流れたりして、それで見ている方も結構いらっしゃるんです。飛騨市のケーブルテレビと全く一緒の内容で構いませんので、更新時期は分かりませんが、同じ情報をユーチューブでも流していただければ結構見る人がいるのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ケーブルテレビをご覧いただきましてありがとうございます。答弁の中でも申し上げましたが、そのままおっしゃられますけれども、そのまま使えるものと使えないものがどうしてもございまして、最後のほうにご答弁申し上げましたが、その辺の在り方について、新年度におきまして、どういった在り方ができるのか検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（中田利昭）

分かりました。分かったのですが、飛騨市のケーブルテレビのチャンネルと、例えばユーチューブで公開するチャンネルというのは、ケーブルテレビは限定された内向きのチャンネルで、ユーチューブは万人が誰でも見られるという違いということなので、そのまま流すのは難しいということでしょうか。確かに個人情報だとか写真に写るのも嫌だという人がいらっしゃるのも難しいと思うのですが、それはユーチューブで流れる情報も飛騨市のチャンネルで流れる情報も一緒の扱いなのではないかと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ケーブルテレビで流れている情報をよくご覧いただいていることはお分かりいただいていると思っておりますけれども、それをそのままユーチューブに載せるということのイメージが、いろいろな自治体のやっているところを見てもあまり多く見受けられないと私は感じております。そうい

ったところを含めて、ユーチューブでの市の情報発信のあり方については、しっかり考えていきたいと思っております。

○2番（中田利昭）

ぜひ前向きに考えて、情報発信の在り方を考えていただきたいと思います。

それから、掲示板のサイトについてお伺いしたいんですけども、飛騨市では、例えば「爆サイ」や「5チャンネル」、ほぼ私はトイレの落書き以下かなという認識でいるので見ないんですけども、たまに見るとかなり辛辣なことを書いてあるんですが、こういったものは市で監視はしていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

掲示板サイト、「2チャンネル」などが代表されるものだと思いますけれども、基本的に、私も含めて情報を取り扱う人間は常に「飛騨市」というキーワードでインターネット上を監視するようにはしております。そこで看過できないようなものがあれば、先ほどの誤情報のところでご答弁申し上げましたけれども、正確な情報をきちんと市としてホームページやSNS等を出していく、そういったことの対策をしております。

○2番（中田利昭）

インターネット上の情報を常に監視するのは大変なことなんですけども、かなり辛辣なことが書いてありますし、いまだに分断をあおるようなことも書いてあります。また、それに反応して、さらにエキサイトして書いてしまうようなパターンもありますので、私はそういうものはどこかで監視して、注意喚起をしていくべきだと思っております。

それから、市長にお聞きしたいんですけども、特に選挙戦では、先ほど言ったオールドメディア、4大メディアというのはかなり規制がかかりますよね。個人を特定するような候補は写真もぼかしたりしますが、ソーシャルメディアはかなり具体的に出せたり、応援をしたりを普通にしています。どちらの味方をするわけでもありませんけど、そういう格差もあってちょっと不公平感があるなと思います。例えば、アメリカの大統領選挙を見ていると、メディアが誰々の候補を支持という表明を出しますよね。アメリカはほぼどのメディアもそうだと思うんですけども、日本はその辺を比べたら公平中立なのかなと考えておりますけれど、その辺の情報の扱いについて市長はどう思われているのか、お聞きしたいです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

特に選挙に関して言うと、これは公職選挙法の範疇の中で動く話になりますので、公職選挙法で認められた形で活用されることについては、大いに活用されればいいのではないかと思いますし、新聞、テレビ、ラジオになりますと、おのずから、また、放送法による制約とか、あるいは会社独自の考え方がありますから、それはそれによるんだろうというふうに思います。ですので、個人として発信ができるSNSについては、公職選挙法の範疇の中で大いに活用されればいいのではないかと考えております。

あと、先ほど触れられた掲示板の件ですけれども、全てのメディアの全てのものを市で確認していくということはもちろん大事なんですけど、メディアの影響力というのがあります。今は掲示板サイトのほとんどがグーグルでも何でも検索したら出てきませんよね。なので、ほぼ便所の落書き以下というそういう状態ですし、匿名性が高い掲示板なので、恐らく従来から言われていることですが、ごく僅かな人数でありますので、それをたまに見られた方は大変だ、大変だとおっしゃっているんですけど、世の中で大変だったためしがない。ですから、これは現実を見据えながら、そのメディアの影響力というものを評価して、それで判断していくということですし、これは匿名の投書とか我々政治に携わる者には必ずついて回るものですけど、こんなものが来たとか大騒ぎしても、しょせん世の中には何の影響もなければ、そういうことがあったという程度の話です。役所として動くかどうかというのは、そういうところで判断していくのかなと思います。ただ、1点言えるのは、生命に危険を及ぼすような書き込みがあるとき、これは厳正にきちんと対応すべきだと思いますので、これはきちんと警察に被害届を出して、検挙まで持って行ってもらうことは場合によってはあるんだろうと思います。

○2番（中田利昭）

私もその点では掲示板というのは参考にしていらないし、気分を害しますけども、便所の落書き以下という認識でおります。また、飛騨市のケーブルテレビをユーチューブで流すのは何とか実現していただきたいですし、その辺の研究もぜひしていただきたいと思います。

それでは次の質問に参ります。次はごみ捨てについてということでございます。まずは、1つ飛騨市ポイ捨て等防止条例の形骸化について。2つ目はごみ捨てに関する注意喚起看板設置、監視カメラの導入についてです。

1つ目でございますが、秋も深まり、雑草の勢いが弱まり、目についてきますのがごみのポイ捨てでございます。飛騨市にはポイ捨て等防止条例があり、空き缶等投棄によるごみ散乱防止に関しましては、指導助言、勧告、命令、公表、罰金過料の項目があり大変厳しいものとなっております。また、自動販売機設置場所の回収容器の設置及び管理違反に関する項目では、勧告、命令、公表、罰金過料と、これも大変厳しいものとなっております。各路線によっても違うものがありますが、私の家の前を通っている県道では、常に空き缶やペットボトルがポイ捨てされているんです。風が吹いて必ず側溝に入って、見た目はきれいなんですけども、側溝をのぞくとかなりたくさん入っていると。田んぼの中にもよく入っております。拾っても、次の日にまた投げ捨てられているというようなことになっています。また、今言った路線に私がよく利用する自動販売機が1か所にあるんですけど、民間の業者が置いた安く買える自動販売機なんですけども、当然ごみ箱は3つ設置してあります。3つ置いてあるところはなかなかないと思うんですけど、3つ置いてあっても、例えば、明らかに違う場所を買ってきた空き缶ですとか、家のごみも目立ちますし、コンビニエンスストアで買ったコーヒーの紙コップもありますし、本当にひどいときは焼きのたれの瓶が置いてあったり、本当に残念に思っております。業者の方もかなり苦勞をされて、小学校2年生の子が受賞した「いいのかな 大人の人が ゴミ捨てた」というような標語が貼ってありますが、そんなことは全く関係なくて、常にごみが散乱して、ごみを捨てるとカラスも来て、またさらに散乱するという事態になっています。このマナーの悪さに私はうんざりしております。

かつて凶悪犯罪の多発都市でありましたニューヨークで、当時のジュリアーニ市長、1994年から2001年ぐらいまでだったと思うんですけども、割れ窓理論というのを実践して、劇的な治安回復を実現したことは有名な話だと思います。割れ窓理論については省略しますが、このポイ捨ての問題も事象としてはごみを捨てたという小さい事象ではあるんですけども、これを放っておくとポイ捨てに対する罪悪感の低下を招きまして、いずれ重大犯罪につながっていくのではないかと私は見ております。重大犯罪は大げさにしても、モラルの低下は避けられず、ポイ捨てがまたポイ捨てを呼び込む事態になるとも限りません。元気であんな誇りを持てる飛騨市を目指す市にとって、これ以上見過ごすことはできません。ポイ捨て等防止条例が形骸化しないためにも、環境美化監視員、啓発活動、飛騨管内の企業に注意喚起をするなど、強化策をそろそろ打ち出す時期ではないかと考えますが、市ではどのように考えているかを伺います。

2つ目です。1つ目に説明した路線では、地元の区でポイ捨て注意喚起の看板を設置しております。昔からポイ捨てが多いので、現在2代目の看板を設置しているんですけども、一行政区でありますので、予算にも限りがありますし、枚数も作れず、看板も小さいのでなかなか効果が現れていないのが現状です。この路線に限らず、ポイ捨ての多い路線で市がポイ捨て監視強化路線であることや、ポイ捨ては重大な条例違反であることが分かるような大きな看板の設置や、最終手段として監視カメラを導入して注意喚起を促すことで、マナーの向上が見込まれると私は思いますそのような措置をしていただけないかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、ごみのポイ捨てについて、1点目と2点目は関連がありますので、まとめて答弁させていただきます。

市内におけるごみのポイ捨てや不法投棄の現状としましては、市民からの通報や市が行う不法投棄パトロールにより把握した投棄件数としまして、令和3年度は25件、令和4年度は15件、令和5年度は4件となっており、悪質なものは減少傾向にあります。しかしながら、国道360号などでは交通量の増加に伴い、道端や退避場などへの空き缶等のポイ捨てが増加しているとの意見を聞いています。また、以前は、不法投棄の行為は人目につかない郊外で行われるケースがほとんどでしたが、近年は市街地においても側溝に空き缶が連続して流れてくるなどのモラル意識の低下を感じるケースも出てきております。こういった悪質なごみの不法投棄対策については地域環境における重要な課題として認識しており、飛騨市ポイ捨て等防止条例に基づき、現場状況に応じた効果的な取り組みを検討しながら対策の強化を図っております。

対策の主な取り組みとしましては、1つ目の取り組みとしまして、不法投棄が行われやすい4月から10月において、地区ごとに毎月2回から3回程度の定期パトロールをシルバー人材センターに委託し、市内全域で道路のり面や退避場、山林などの人目の届きにくい場所を重点的に巡回しております。議員ご指摘の環境美化監視員につきましては、市町村合併以前には各地区における監視や啓発活動を目的として設置していましたが、委員の負担や選任等の課題から合併調整によりシルバー人材センターへの委託によるパトロールを行う方針とされ、現在まで継続して取

り組んでおります。

2つ目の取り組みとして、不法投棄が連続して行われる場所に監視カメラを設置しております。現在は、古川町地内で以前から不法投棄が多く確認されている交通量の少ない県道沿いと、空き缶の不法投棄が連続して確認されている用水路沿いの2か所に設置しております。

3つ目の取り組みとして、市民や地元地域による監視の目を広げることを目的として、不法投棄現場の位置や状況等の詳細な情報を、市のホームページやごみ出し支援アプリなどのツールを活用して情報発信をしております。この取り組みについては監視力の強化のほか、情報の見える化をすることで、市民や事業所に対する注意喚起や意識啓発に効果的であると考えております。これらの取り組みについては、行為が行われている地域や警察と情報を共有し、連携しながら対策を進めており、しっかり行為者を判明し、行為者への勧告や命令などの適切な対処につなげるとともに、悪質な行為に対しては犯人を検挙するまでの強硬な姿勢で取り組んでまいります。

また、自動販売機に設置する空き缶等の回収容器の管理については、設置した事業者にごみの投棄や散乱が拡大しないように清掃管理の協力をお願いするとともに、事業所の管理では対応できないようなケースについては、市と事業所で情報を連携しながら対策を検討したいと考えています。

ポイ捨て禁止の啓発看板につきましては、市ではこれまで、不法投棄巡視区域を表示したもの、罰則・罰金規定を表示したもの、不法投棄監視中であることを表示したものなどの4種類の看板を作成し、地元地域や施設管理者等と協議しながら、現場に適した看板を設置しております。看板の大きさにつきましては、破損しにくく、固定しやすさなども考慮しながら、できる限り目につくような効果的なものとなるよう検討いたします。

また、監視カメラの設置につきましては、先ほどお答えしましたとおり、不法投棄が連続して行われる場所などであれば、地元地域や警察などと協議した上で、効果的であると判断した場合には、積極的に設置してまいりたいと考えております。

不法投棄対策は、これを行えば大丈夫という決め手はございませんが、不法投棄者や投棄しようとする者に対し、不法投棄の事実が確認されていることや、市民の目で監視されているといったメッセージを伝えることが抑止につながるものと考えておりますので、今後も行政や事業者、市民が連携して不法投棄、ポイ捨ての抑止につながるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○2番（中田利昭）

2、3点お聞きしたいんですけども、不法投棄の看板と言われましたけど、例えば、それは粗大ごみや冷蔵庫、そういったものが対象なのか、それとも空き缶やペットボトルが多く捨てられる場所なのかをお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

看板につきましては、大きなもの小さなものということではなしに、地域から複数回にわたって不法投棄が連続して行われているとか、そういうような情報をいただいたときに、警察等にも

意見を伺いながら、看板を建てるのが有効であるのではないかとと思われるところにつきまして、市で建てたり、または地域へ看板をお渡しして、特に目立つところに建てていただくように配布をしたり、そういうような形でこれまで取り組んでおります。

○2番（中田利昭）

市民からの情報を飛騨市に届けることも大事なのかなという思いをしております。

もう1点お聞きしたいんですけども、先ほど、自動販売機を設置してあるところが汚いという話をしましたが、これはあくまで民間業者が設置したところなんですけど、民間業者が努力しなければいけないのは当然だと思うんですけども、生活する市民は、そこの見た目が汚いとすごく嫌ですし、ごみのごみを生むということになるんです。先ほどの割れ窓理論でもそうなんですけど、そういった小さい犯罪を放っておくと、どんどん大きくなるのではないかと思うんですけども、そういった民間の業者が設置した自販機の周りでも、例えば、看板を建てていただけるのか、共有スペースである道路に建ててもらえれば問題ないのか、その辺をお伺いしたいんですけども。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

自動販売機の管理につきましては、基本的に空き缶等を散乱させないように、収納容器を設置して、しっかり管理していただくということを責務としてお願いしておるところでございますけども、そこにほかのごみも来るという事例だと、今、伺っておりますけれども、地域のほうからこれについて何か対策が必要ではないかというような声がございましたら、振興事務所のほうに相談していただきまして、必要に応じて、市ができることがあれば対応していければと考えております。

○2番（中田利昭）

また私も監視して、いろいろ情報集めて、住民の皆さんに告知していきたいと思います。

以上、これで私の一般質問は終わりたいと思います。

〔2番 中田利昭 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で2番、中田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時10分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、古川駅東開発に関して質問させていただきたいと思いますが、質問に入る前に、先ほどこの件に関しては市長のほうから、議会でやれることはきちんとやってくれよという話がありました。この件については議会のほうでもいろいろと考えておるところが、手法や手続きがあるんだろうと思って考えておったところで、ああいった発言が何人かの議員からありましたけれども、それはそれで、いろいろと心配をされる声を受けたり、自分で心配をされてのことだと思っておりますので、議会は議会としての対応をさせていただきながら、その辺は市長にも何とか理解をいただいて、進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうは、今回、特に交換される予定の土地と建物に関して、極めて事務的なことになるのかもしれませんが、細かくなりますけれども、10点ほど質問をさせていただきたいと思います。

当初の説明では、代替の駐車場の工事着工後、駐車場条例の改正を行い、行政財産として管理すると。その次に、代替駐車場及び付帯施設の完成後、機能の確保を確認する。その後、財産の用途変更を行って、交換、契約、所有権移転の登記を行うということで説明がありました。交換については、市の所有地に補助金が投入されているということもあるので、機能的価値及び財産的価値が若宮駐車場と同等またはそれ以上の機能を有する駐車場が整備されることが交換の条件であります。こうしたことを幾度となく答弁をいただいております。今、代替駐車場が整備されつつありまして、消防器具庫や公衆トイレは完成したかのように見受けられます。トイレについてはまだ一部工事を行っているように拝見しておりますけれども、いよいよ見える形になってきたということで、先の一般質問で、ある方の答弁の中で、駅東開発事業に関するあらゆる課題等につきましては、定期的に関催しております飛騨古川駅東開発定例会議の中で協議を行っており云々と、こうした答弁がありましたので何らかの交換の手続き、あるいは準備が進められているのではないかとというふうに推察をした上で質問書を作らせていただきましたので、それに沿って質問をさせていただきたいと思います。要は状況を教えていただきたいということでございます。

まず1点目、評価比較は土地、建物それぞれの評価比較となるのかということですが、補助金を投入した土地について県から、「機能的価値及び財産的価値が一致、もしくはそれ以上の駐車場との交換であれば補助金8,000万円余り、その返還は不要である。」との回答があったと。つまり、台数が同じか、それと同等、または、評価額が同水準の駐車場が整備されるのであれば、補助金の返還は不要という説明をされております。交換しようとしている市有地には補助金対象分とそれ以外の部分があるのでしょうか。あるとすれば、土地、駐車場それぞれの比較評価をしなければならぬのではないのでしょうか。過去の答弁を見ると、補助金で購入した土地と、それ以外の土地、排土処理されました市道を挟んだ駅側と株式会社東洋側に分かれているように解釈できるのでありますが、それぞれ比較した上で土地の総合評価をする必要があるのではないのでしょうか。また、等価交換に当たっては土地、建物をそれぞれ別に評価し比較するということがよろしいのでしょうか。加えて、機能的価値と財産的価値の両方が満たされる必要があるのではない

かと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

2点目、駐車場の法定外公共物の処理は終了をされているのでしょうか。かつての答弁の中で「若宮駐車場の赤線・青線の処理は事業者のほうで確定測量等をしていただく。」このように答弁をされていましたが、処理はされたのでしょうか。

3点目、交換しようとする双方の土地、建物の測量や評価の鑑定は誰が行われるのでしょうか。新たに整備された代替駐車場及び付帯施設、市有の駐車場と付帯施設、それぞれ誰がどのような方法で測量や評価を行う、あるいは行ったのでしょうか。あわせて、鑑定評価額が算出されているのであればお答えください。

4点目、既存建物の解体撤去費用などは比較評価に影響するのでしょうか。消防器具庫と公衆トイレは開発者側の負担により同等の施設を新たに建てて整備した上で、交換ということも条件として含めるということでありますけれども、交換後の撤去費用等については評価比較に考慮する必要はないのか伺いたと思います。

5点目、交換は条例による交換をお考えなののでしょうか。土地等の交換に関しては地方自治法第96条の議決、これによる交換とされるのか。それとも飛騨市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例による交換をお考えなのか。いずれによるものとなるのでしょうか。

6点目、比較差額が生じた場合、金銭での補足となるのでしょうか。土地にしても建物にしても、交換双方の評価額が等しくなるということは、おおむね考えにくく、その場合の価格の差額、これについては金銭で補足するということになるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

7点目、所有権移転登記はいつ頃を予定されているのでしょうか。今お答えいただいているようなことでありますけれども、一部報道では商業施設は2027年中の開業を予定しているということでありました。工事期間も相当な期間を要すると思われましても、所有権移転登記はいつ頃をめどとされているのでしょうか。あわせて、所有権移転前と後の個々の土地、建物の固定資産税についてはどのようになるのか。課税対象となるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

8点目、駐車場条例の改正はどのタイミングで提出をされるのでしょうか。代替駐車場工事着工後、駐車場条例の改正、廃止を行うということでありましたけれども、いまだ議会には諮られておりませんので、いつどのタイミングで改正条例を議会に上程されるのか、予定をお聞きしたいと思えます。

9点目、ハートピア古川駐車場についてですけれども、「ハートピア古川駐車場は隣接する工場跡地に30台を確保し専用駐車場とする。」とありましたけれども、具体的にどこに設置をされるのでしょうか。これも先ほどお答えをいただいたということですが、改めてお聞きします。その駐車場は賃貸借契約を結ぶのか、あるいは寄附というような形になるのか教えていただきたいと思えます。

最後に10点目、上町の説明会の状況ですけれども、先般、古川町上町において駐車場確保に関する説明会が開催され、地元の方々からは厳しい意見もあったというふうに聞き及んでおります。どういった内容だったのでしょうか。説明会に関係職員は参加をされておったのか。飛騨古川駅東開発定例会議の中で、この上町の駐車場に関する案件について説明や協議というようなことはあったのかどうかをお伺いしたいと思います。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

## □商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、1点目から10点目まで順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の評価比較の方法についてお答えいたします。交換しようとしております市有地には、補助対象となっている部分と補助対象外の部分がございますが、それぞれの比較評価を行う必要はなく、あくまでも現在の駐車場として評価することとなります。また、等価交換の条件としては議員ご指摘のとおり、土地と建物は別で評価し、財産的価値はもちろん機能的価値についても満たす上での交換手続きとなります。

次に、2点目の駐車場内の法定外公共物の処理につきましては、現時点ではまだ行われておりません。開発者側からは、今後、駐車場の交換に合わせて手続きを行っていくと伺っております。

3点目の土地、建物の測量や鑑定評価の実施者につきましては、開発者側にて民間の測量会社及び不動産鑑定士に依頼して進めていると伺っております。なお、鑑定評価額については現在依頼中ということで、より交換時期に近づけて鑑定額を算出していただけるよう配慮いただいております。

4点目の既存建物の解体撤去費用の評価比較への影響につきましてお答えいたします。土地、建物の交換に当たっては、あくまでも同じ条件、現状での比較になりますので、交換後の撤去費用等につきましては、評価比較に考慮する必要はございません。

5点目の土地交換についての法令等の適用についてお答えいたします。飛騨市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第2条において、同一の種類財産と交換でき、ただし、価値の差額が、その高価なものの6分の1を超えない場合には、議会の議決を必要としないものとされております。今回交換する土地、建物のうち、土地の鑑定評価額については価格差を面積で調整しているため、大きな差が生じることはないと考えておりますが、新しい消防器具庫とトイレにつきましては、建設費がほぼ評価額となり、当然にして既存の古い建物より高くなりますので、価格の差額は高価なものの6分の1を超えると想定されます。したがって、地方自治法第96条の議決を要するものとなると考えております。

6点目の比較差額が生じた場合の対応についてお答えいたします。飛騨市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第2条第2項に、「財産を交換する場合において、価額が等しくない場合は、その差額を金銭で補足しなければならない。」とあります。今回、当初より、比較差額については開発者側が寄附する意思を示されており、金銭での補足はありません。

7点目の所有権移転登記の時期についてお答えいたします。佐藤議員のご質問にお答えしたとおり、駐車場条例の改正及び財産の交換については、現時点で伺っているスケジュールどおりに進んだ場合には、3月定例会で議案を上程し、議決をいただければ、直ちに交換の契約を締結して登記手続きに入ることとなります。この場合、4月中の所有権移転登記完了となると考えております。また、固定資産税につきましては1月1日が賦課期日となっておりますので、現在、開発者側が整備中の駐車場の令和7年度の課税については、賦課期日における所有者である駅東開発株式会社に課税されることとなります。

8点目の駐車場条例の改正時期についてお答えいたします。地方自治法第238条の4において、「行政財産は特定の場合を除き交換することができない。」とありまして、若宮駐車場を行政財産から普通財産に変更する必要があります。したがって、7点目の質問でお答えしたとおり、財産交換の議案を上程するタイミングに合わせ、駐車場条例から若宮駐車場を削除する改正案を上程する予定であります。

9点目のハートピア古川駐車場についてお答えいたします。具体的な場所につきましては、昨日の佐藤議員の答弁で申し上げたとおり、ハートピア古川に隣接する飛驒の山樵館収蔵庫横の市道若宮7号線を挟んで向かい側の株式会社東洋跡地への設置が計画されております。これも全体の交換契約の中に含まれております。したがって、新たな賃貸借契約や寄附はございません。

最後に、10点目の上町での説明会の状況についてお答えいたします。まず、説明会に関係職員は参加しておりません。上町での駐車場計画につきましては、昨日、野村議員のご質問でもお答えいたしました。飛驒古川駅東開発定例会においても説明がございまして、地元説明会において地域の方々の理解が得られにくい状況であったため、一旦計画はストップし、再度検討したいとお聞きしております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○4番（水上雅廣）

事務的なことで、何より鑑定がまだということでしたから、それ以上の進みようがないということだというふうに理解しますが、こうした案件は結構シビアな案件で、事務手続き上のことも心配になるものですから、いろいろとお聞きするわけですが、まずそれよりも、飛驒古川駅東開発定例会議の会議を度々やっておられるということですが、これはどのようなメンバーで、こういった内容の会議をされておられるのか差し障りがなければ教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この定例会議の出席者につきましては、開発者側のほうからの出席者と、庁舎内につきましては商工観光部、企画部、教育委員会事務局、基盤整備部の事業に関係する部署の担当者が集まりまして、その時点での計画の進捗状況や、工事を進めるに当たっての課題やその解決方法などについて協議を行っております。

○4番（水上雅廣）

では、メンバーの中に総務部は入っていないんですね。何を言いたいかというと、こうした案件の中で、例えばさっき固定資産税の触れられました、評価のことについてもそうなんですけど、管財係や、そういったところが含まれているのかなと思ったのでお聞きしました。

寄附についてなんですけど、これは寄附と言われながらも、お金に関係するのではないかなというふうに思うんですけれども、これはそもそも負担付寄附には当たらないということよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

負担付寄附には当たらないと考えております。

○4番（水上雅廣）

当たらないならそれでいいと思うので、私も当たらないというふうに思っていますけれど、確認はしていただいていますよね。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今回の交換につきましては、先ほど、飛騨古川駅東定例会議のときに総務部、管財係などは入っていないのかとおっしゃいましたが、飛騨古川駅東定例会議とは別で、管財係なども含めたメンバーで打ち合わせ会議を行っておりますし、そこで疑念が生じた事項については顧問弁護士や鑑定士、司法書士のほうにもお尋ねをしながら、手続きついて、そごがないように進めております。

○4番（水上雅廣）

よろしくお願いをしたいと思います。

寄附についてちょっと細かくなりますけど、例えば、事業者側から自治体のほうに、土地であっても寄附をされた場合に、確定申告か何かで税制優遇とございますか、損金の算入ということになるのではないかと思います。そうしたときに、何かしらの証拠書類とか、そういったものが必要になると思うんですけど、市のほうの会計上の処理でそういう必要になる書類があるかどうか、この辺りのことはどうなのでしょう。打ち合わせの中でしてあるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

現状、まだそこまで具体の手続きについての検討をしておりませんので、これからそういったことに関しても、関係部署協議の上、適切な対応ができるように進めてまいります。

○4番（水上雅廣）

ちょっとシビアになりましたけども、きちんとしておいていただきたいなと思います。

それから、鑑定評価ですけれども、事業者側のほうでされるということですが、これはきちんと市のほうでも、それを確認させていただくことはできるということ承知しておいてよろしいですね。そこに恣意的にということは恐らく考えにくいと思うんですけども、本当はどのような形がいいのか私にもよく分かりません。一応、業者側にやっていただきますけれど、ただお互いに確認をしながら、本当にその価格の評価はどういうものであるかということを確認した上で、交換の条件等々を結びながら契約していくということになると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

当然、議員おっしゃるとおりであると思っております。

## ○4番（水上雅廣）

もう1つ、法定外公共物なんですけれど、まだ青線なのか赤線なのかやられていないということですね。今、交換をされるときに、その面積は含めた上で交換をされるのか、それとも除いた上で交換をしておいて、後で手続きをされるのか。要は何が言いたいかという、全てを市の土地として交換をするのか、それとも除いた上で市の土地と交換をして、ここは例えば事業者の後々手続きをした上で買っていて登記をする、そういった形になるのか。その辺についてはどのような考えなのでしょうか。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## ○4番（水上雅廣）

細か過ぎてごめんなさい。そういったこともあるのかなと。要は、最初にどういう手続きがされるのかということがあって、それと、面積比較をするときも評価をされる上でも、そこが含まれているのかいないのかでまた違うと思うものですから、その辺りもしっかり協議をしていただけたらいいかなと思いますのでお願いをします。いろいろと細かいことはあるだろうと思いますが、まず手続きの中でしっかりとやっていただくことをお願いしたいと思います。

それと、事務上のことではないんですけど、この開発といいますか施設について、何か古川町のことのような感じで受け止められがちなんですけれど、私は飛騨市の大切な一つの企業の施設のとして育てていっていただきたいというか、しっかりした経営をしていただけるように思っております。その中で、河合町や宮川町、私の地元のほうへこういう話をしてもあまりピンと来ていらない方が多いんですけど、今のそういった施設ができたりすることによって、古川町民というか、近くの方ばかりではなくて、多くの人にそういう効果といいますか、例えば、私のほうだと、そこはショッピングモールではないんですけど、いろいろな買い物ができる、そばにお医者さんがある、あるいはお風呂がある、子供の遊び場がある。今公共交通は1便だけですけれども、古川直行便を造っていただきました。そういったことを思うと、離れていても、そこが一つの拠点のような感じになるのかなと思うんですけど、そういったことについてはどのような考えなのかお聞かせいただけたらありがたいです。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

結構広域に影響といいますか、いろいろな変化があるだろうと思いますが、今いろいろな議論の中で中身の計画が少しずつ変わってきているんですけど、子供の遊び場と温浴施設、多分ここが最も大きな影響になると思います。

子供の遊び場なんですけど、これは杉崎公園にすごく人が集まっている現象と似たことが恐らく起こる可能性があって、飛騨全域から富山県の南部まで非常にそういった場を求めているので、エリアになってくるのではないかなと思っておりますし、その意味では河合町、宮川町も含めて利用される方はかなり増えてくるのではないかなと、その意味の影響が1つあると思います。それがあったものですから、実は全天候型の遊び場の計画を飛騨市で令和2年ぐらいから検討していたものも、そちらができると全て吸収されてしまうので、一旦まずその計画を見るという状況に

なっていて、委員の皆さんから開発者側に要望事項が伝えられたというのがあって、ちょうど私のところへ来られて、私の前でそれをされたということがありましたので、多分そこが大きなポイントの1つだろうと思います。

もう1つは温浴施設です。近年、高山市も飛騨市も含めて、しばらく新しい温浴施設ができたというのはいないんですね。こういったものはどこでもそうなんですが、新しいところに人が集中する傾向がありますし、その意味ではどういうものができるかというのはこれからなんですが、それはプラスの影響としてたくさん人が集まるということもありますし、昨日、野村議員の一般質問のときにも申し上げましたけれども、既存の市の温浴施設の入館者に影響が出てくるときに、休廃止の話と連動する可能性が高いと思っておりまして、その影響も出てくるということで、いずれにしてもこの問題は全市的に何らかの影響、プラスの影響のほうが圧倒的に多いわけですが、そういったことが出てくるのではないかなというふうに私自身は感じております。

○4番（水上雅廣）

これはまだ見えませんが、せっかくですからよりよいものをお願いしたいなと思います。

2点目に入ります。新年度予算編成について3点ほどお伺いをしたいと思います。今103万円の非課税枠の拡大で減税されると。国、地方で約7.6兆円と書いてありますけれども、6兆円から7兆円という幅で減収となるというような試算がされておるといことです。所得税を原資とする地方交付税にも当然影響があるのだらうなど。11月20日に市長は定例会見で、「市の試算では個人住民税で2.6億円、地方交付税で3億円の減収が年間で見込まれる。」このように述べられたということでありました。同日、自民党、公明党、国民民主党は年収103万円の税の壁の見直し方針などを明記した政府の総合経済対策の取りまとめを合意したというようなことも報じられました。どの程度まで非課税枠が引き上げられるのか、今、協議中でもありますし、来年まで延びるみたいな話もあるわけですがけれども、動向をしっかりと見なければ分からないということでもありますけれども、いずれにしても県や市の財政に、少なからず影響はあるんだらうなというふうに思っております。今回の定例会でも市長報告の中で、こうしたことが実施されると様々なサービスや補助金を大幅に削減しなければならない。そんな状況に陥ることが必至であると述べられましたし、これに加えて、人件費のほうも人事院勧告による給与の大幅な引き上げがあり、この勧告に従えば、相当程度の増額ということになると思います。こうした中での、来年度の予算編成作業ということでご苦労されておるわけですがけれども、その編成に向けた姿勢を伺いたと思います。

1点目は、予算の規模についてですけれども、国の状況が不透明な中ではありますけれども、来年度予算の規模はどの程度になるのかを教えてくださいたいです。それから、人件費の影響額、これも併せてお尋ねをしたいと思います。

2点目、歳出のどこへ切り込んでいくのでしょうか。仮に、歳出削減はやむなしとなった場合に、歳出のどこへ切り込むことになっていくのか、どういう思いでいらっしゃるのでしょうか。企業会計の経営に影響はないのか、そういったことも心配されるんですけども、どうでしょうか。それから、定員適正化計画、公共施設の管理運営計画、こうしたものへの影響についてはどのようにお考えになっているのか伺いたしたいと思います。

3点目、道路維持費を含む建設事業費の確保をお願いしたいということでもあります。こうやって予算が厳しくなるということになりますと、これは先例があるわけですが、真っ先に目を向け

られるのは公共事業と言いますか公共工事だろうというふうに私は思っています。身近な維持修繕、あるいは国庫補助等を伴う防災・減災、強靱化対策。こうしたものがあるわけで、国や県への事業費の確保、その対策、それから市としての事業費の確保、こういったことを図っていただきたいと思っておるわけですが、どのように図っていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

来年度の予算編成につきましてのお尋ねでございます。3点ともお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の予算の規模であります。数年前までは経済的な変動が小さい時代がずっと続いてきましたので、地方財政計画の規模の前年ベースをもとに、前提にその変動幅の中で予算の規模を大体見通すことができましたわけでありまして、人件費や物価の高騰というものが出てまいりましてから、なかなかその手法が通用しなくなってきております。しかも、今年103万円の壁問題のように、国の税制をめぐる大きな変動要素がございまして、その影響額も精緻に見込むことができないと。さらに、人事院勧告による職員給与の引き上げ、これはもう決まっているわけですが、これに地方交付税がついてくるのかどうか、これがまだ見極められないという、言わば五里霧中の状況にあるということです。人件費につきましても、昨今の採用難ということで、退職者を補充する採用職員数がまだ確定をいたしておりませんので、その影響額も申し上げられない状況にあるということで、現時点においては予算規模を申し上げることができない状況ということでございます。正直言って、大変困っております。

ただ、人事院勧告によるベースアップ分に見合った地方交付税の配分があったとしても、物価高騰に伴う物件費全体が非常にアップしてございまして、これに見合った財源が確保できる確たる見通しが無いという状況で、これまでにない大変厳しい予算編成になるということは明白であるというのが現在の状況であります。「入るを量りて出ざるを制す」という考え方で予算編成をしておるんですが、身の丈に合った予算規模とする必要性というのを強く感じてございまして、財源が見込めなかった場合、最終的に年末の地方財政計画の決定がどうなるかということ、その中で交付税がどうなるかということを見越した上でなければいけないんですが、そこから慌てるわけにはいきませんので、今、一般財源ベースで予算要求時点から10%削減した案を各部局でつくれというふうに指示を出しております。そのような状況であるということでございます。

2点目、歳出削減やむなしとした場合にどこを切り込むのかと、こういうお話でございます。今申し上げましたように、あくまでも地方交付税等の要素によって変わってきますので、交付税などを含めて一般財源総額が確保できなかった場合の想定議論であるということをお話として申し上げますので、来年度こうするというのを申し上げているのではないということをお聞きをいただければというふうに思います。予算は、事業費に対する財源が確保できれば、すぐに編成できるわけです。つまり、全額が国庫補助金で賄われるような事業でありましたり、例えば、森林環境譲与税のように今、財源が100%あるものについては、財源があります

のすぐやりますというふうに言えます。あるいは、ふるさと納税の寄附金、これはおおむね年間5億円を充てるということにしてありますが、現在、昨日も答弁申し上げたような水準でいけば5億円に達するだろうということですから、そういったものが充てられる事業については財源がありますから、もちろん事業内容の精査をしますけれども、すぐに予算を編成できるということになります。

問題はそうした財源がない事業をどうするかということなんですが、実は予算要求額の大半がそうでありまして、特定の財源はないというものです。そうすると、財源が確保できないものというのは、一般財源と言われる市税とか地方交付税とか、自治体の裁量で自由に使うことができる財源を使うということになるわけでありますが、この一般財源総額が潤沢にあれば苦労しないんですけども、飛騨市の場合は市税が非常に少なく、地方交付税が多くを占めるという財政構造ですから、結局、国がどういう配分をしてくれるかによっているということなんです。しかも、この配分額というのは年末の地方財政計画の中で大体の全体の伸び率は分かりますが、飛騨市に幾ら来るかは7月になってみないと分からないので、そこで穴が空くと、後は財政調整基金を崩すしかないということになります。そういうことになっているものですから、通常大体今までですと、このくらい入ってくると見通せましたけど見通せないのも、非常に苦しいということになるわけです。

一方、歳出面から見ますと、行政経費のうち義務的経費というものがございまして、人件費、それから扶助費、公債費、公債費は借金返しです。こうした経費は義務的経費ですから優先的に予算化しなければなりませんし、人件費も、いきなり職員をリストラするわけにはいきませんから、これも人件費がアップした分は確保しなければいけない。そうすると、しわ寄せはそれ以外の経費で吸収しなければいけないということになります。

ただ、削減するにしてもどれも必要なんです。そうすると、市民生活に極力影響が出ないようにしなければいけないということですので、影響が出る予算、例えば毎日のごみ収集の予算ですとか、救急車の出動経費、あるいは火災に対応する消防関連の経費、道路の除雪、こうしたものは切るわけにはいきませんので最優先で確保して、その次に予算を削減するものは何かと考えるべきではない。それは市民生活の影響が少ないものという視点に加えて、市の単独事業、いわゆる真水の負担で実施しているものは真っ先にその対象になってくるということになります。例えば、老朽化して使用されなくなった建物を取り壊すというのはもうちょっと待ちましょうよということになりますし、市が主催するイベント、こうしたものはぐっと規模を縮小する、あるいは取り止めてその分でお金を浮かすということが必要になります。あるいは、市の中の行政の職員の行政経費、こうしたものについてはもう経費を圧縮するというようなことで、何とかそういうところで捻出をしていくしかないということになってこようかというふうに思います。

それをやった上でもなお、財源が不足するということになれば、いよいよ市民生活に影響するところに手をつけなければならないということになりますので、例えば、市費で実施している福祉医療費の助成ですとか、各種団体の補助金、これをカットするというのも起こり得ますし、最悪の場合、議員もご心配になっている地域基盤振興費、今1億5,000万円ありますが、これにも手をつけざるを得ない、あるいは企業会計の繰り出しも絞らざるを得ない、そういったこともやっつけていかざるを得ないというのが、最悪の場合は起こってくるということになります。当然、新規

事業というものがなかなかできなくなりますので、昨日も議論ありましたがDX化を推進しているわけでありませうけれども、そうしたシステムの導入というのも慎重にならざるを得ませんし、導入するときには国の全額負担があってもランニングコストが出てくるということになれば、DX化は進めたいけれど、それは見送るということも場合によってはあるということでもあります。

いずれにしても、新規事業につきましては、そういった後年度負担も考慮しながら、慎重に判断していかなければいけないということでございます。いずれにしても、総額が見込めないと作業に入れないので、今現在は最悪の場合を想定しながら、絞り込んだ経費を前提に予算編成を進めていくということになろうかと思えます。

それから、3点目の建設事業費の確保ということですが、これは従来申し上げておりますとおり、市内建設事業者の皆様のおかげで、冬期の除雪が実施されているという現状もございませうし、市内の建設事業者の皆様がおられるからこそ、災害のときに迅速な対応ができるということでもありますから、そういったことも含めて必要とされる事業費は優先的に予算確保したいという方針でおります。ただし、建設事業を実施する場合には、その財源として市債を借り入れる必要がございませうので、過度な借入れは将来的な財政負担を増やすということになりますので、国や県の予算措置額を踏まえて将来の財政負担、公債費の負担を考えながら、市にとって必要な事業費を見極めていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

#### ○4番（水上雅廣）

大変厳しい見込みをありがとうございます。ありがとうございますと全然言えないです。聞いていて疲れましたが、再質問のしようもないと思うのですが、いろいろな面で頑張ってくださいとしか言いようがないです。何か族議員みたいなことを言うので嫌なんですけど、今、国の補正の中でも、強靱化計画の予算も補正と一緒にある程度出てくるということもあるし、そうしたことも含めて、また積極的に要望活動であったり、そういったことを市長のほうに、あるいは関係の職員のほうに、国ばかりではなく県のほうにもいろいろと折衝をお願いしたいというふうに思います。

あと先ほどもありましたけども、今もお風呂とか、いろいろなところに触れられるんですけど、次の質問でデイサービスの話もさせていただきますけれども、例えば宮川町の保健センターの機能としてはデイサービスがなくなるということなんですけれども、そういったところがこのところ私のほうで散見されるといいますか、気持ち的にどうなんだろうというところがあるんです。そうしたことを思う中で、将来のことを思えばやむを得ないといえますか、理解をしなければいけないところは理解をしなければいけないし、市民の皆さんにも、そうお願いをしていかなければいけない。これは市と私たちでやっていかなければいけないんだろうと思うんですけども、公共施設の管理計画とか予算編成もそうですけれども、そうしたときに整理統合、統廃合を考えられるのはやむを得ないという立場に立っても、その施設そのものを取り壊さないまでも、何か新たなものにシフトしていけるような、そうしたところで地域に元気を出してもらえようようなことも、観点の1つとして実行計画をやっていかれる中で取り組んでいただきたいと思います、ここをまた再度お願いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

## ◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

何年か前に、河合町で施設を廃止したときに、Y u M e ハウスもありましたし、友雪館の食事ができる部分を撤収したこともありましたが、そのときに河合町の方に「市長、理解はするけど、心のかすにならんようにしてくれ。」ということと言われたのが非常に強烈に今でも心に残っておりまして、常にその言葉を戒めにしながら、この市政に取り組んでいるつもりでおります。心のかすにならないというのは、先ほど議員おっしゃったように施設を単にやめて、サービスをやめて、切り倒して終わりにするのではなくて、何か有効な別の用途に使って、それが違う形のにぎわいなり、注目を浴びている形にしていくというのも1つの手法だというふうに思いますし、宮川町で言えば、飛騨みやがわ考古民俗館が今本当にうちの学芸員の努力もあって、非常に全国にも注目される博物館になってきている。これもお金をかけているわけではないけれども、知恵と工夫でやることによって心のかすになることを防いでいる1つ大きな要素ではないかと思っておりますし、例えば池ヶ原湿原に力をいれてきたことについてもそうですし、あるいは宮川保育園の改修にかかる費用を、新たに建物を建てるというところにシフトして、保育園と小学校を併設することによって違う新しい魅力を生み出すというのも、私、それを考えたときにずっと心の中に、心のかすにならないようにしてくれと言われた言葉がずっとありまして、その言葉をずっと戒めとして私は思っております。同じような考え方で、今後、人口が少なくなる地域における、あるいは人口が少なくなる場所だけではなくて市内全域の施設の統廃合に当たっても、そういったことで違ういろいろな対策の中で、施設はなくなったけれども、何か元気はあるよねというような印象を皆さんに持っていただけるような、あるいは住みやすくなっているよねというようなこと言ってもらえるようなサービスというのはしっかりと確保するように努力してまいりたいと考えております。

## ○4番（水上雅廣）

ぜひお願いをします。今の市長の言葉を聞いていらっしゃった方は、ほっとしたというか、そうであってほしいと願っていると思っておりますし、職員にも、もちろん今までも十分頑張ってもらっていますけども、今おっしゃったようなことをしっかりと思っていたきたい。打ち合わせをしたりするとき、そうしたことを少しでも思っていたければ違う道も出てくるのかなというようなことも思わないわけでもありませんので、苦言でも何でもなく、そのようにお願いしたいと思っております。

3点目に移らせていただきます。宮川町のデイサービスについてですけれども、宮川町デイサービスと河合町デイサービスの統合に係る住民説明会が開催されました。令和7年4月1日から、河合町デイサービスのサービスを開始して、宮川町デイサービスを廃止する旨の説明でございました。経緯や背景などに関しても説明がありましたけれども、これは私の受け止め方ですけども、統合いたしますよと。そういったことが前提の説明会であったような、そんなふうに感じましたので、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1点目ですけれども、直接的ではありませんけれどもデイサービスの在り方を検討する組織についてということで、本年の3月定例会で住田議員が一般質問で、「古川地区のデイサービ

ス利用希望者をほかの地区へ行っていただけるよう、調整や利用しやすい環境整備の検討を行ってまいります。また、今後の介護認定者数の減少に備えた対策として、今はまだ利用していない方々がデイサービスを利用してもらえるよう、利用者ニーズに合わせた機能の分化、魅力あるデイサービスを追求するため、令和6年度の予算では市内各事業所と連携し、将来を見据えたデイサービスの在り方を検討する組織を設けたいと思っております。」こうした答弁があったわけです。これに対して組織というのは設けられ、何かしらの検討をされたのかをまずお伺いをしたいと思います。

その上で、河合町デイサービスと統合するとした経緯、両町民や利用者、家族、職員の受け止め方、そういったことについてはどうだったのかをお聞かせをいただきたいと思ひますし、また、サービス低下を招かないための方策について、どのようにお考えかを伺いたひと思ひます。吉城福社会のことではありますけれども、職員の皆さんもこの件に関しては一生懸命努力をしていただひて、丁寧な説明をしていただひたというふうにお思ひしておるんですけれども、改めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、宮川町デイサービスについてのご質問にお答えします。

まず、1点目のデイサービスの在り方を検討する組織についてお答えします。この検討組織は、デイサービスの統合などを協議することを目的としたものではなく、デイサービススタッフ同士のつながりを持つため、令和3年度から市地域包括ケア課が呼びかけ、市内事業者との情報共有の会議としていたものを、令和6年4月24日にデイサービス事業連携協議会として改めて立ち上げたものです。デイサービスの内容は、まずは午前に入浴、午後からレクリエーションという形が一般的です。協議会では、将来の利用者ニーズを見据え、それぞれのデイサービスが自らの魅力を高める事業を展開できるよう、市外の先進的な介護事業所に視察を行うことから始め、この地域でどのようなことが可能か協議しました。その結果、各事業所スタッフが、働くデイサービスなど、高齢者の生きがいにフォーカスを当てた様々な取り組みにチャレンジするよう、市と協働して進み始めています。中でも、認知症サポーターの証であるオレンジリング、新聞紙のごみ袋や買い物袋の作成、飛驒のお土産であるさるぼぼづくりの下請けなど、社会とつながり、生きがいをつくることを目標に、各事業所が自ら考え、事業を行えるように変化をしてきている状況です。宮川町デイサービスは、今年度、メモ帳づくりや種鮎のオブジェを作成し、宮川振興事務所等に寄附するなどの事業を展開しました。河合町でもそのような動きがあり、これが合わさることでさらなる魅力あるデイサービスとなるよう、事業所だけでなく市としても一緒に検討、チャレンジしていきたいと思ひております。

2点目、統合するとした経緯、ご利用者、ご家族等の受け止め方についてお答えします。両デイサービスの継続については、過去にも市と吉城福社会との間で何度か話し合いがなされ、赤字であっても、過疎地域の貴重な福祉サービスとの位置づけで継続としてきました。しかし、経費改善を図らないと法人そのものの資金も枯渇することが見込まれることから、吉城福社会から市

へ、デイサービス統合はやむを得ないと報告があり、市もこれに同意をしたものです。実際に宮川町デイサービスは定員15人に対し、令和5年度の1日の平均利用者数は6.91人。河合町デイサービスは定員18人に対し、1日の平均利用者数は9.16人であり、平均人数であります。河合町デイサービスに統合しても、定員以内には収まる形となります。また、統合後利用する場所としては利用者増に対するデイルームや浴室の広さから、宮川町デイサービスの建物では受け入れが難しいこと、また、送迎において宮川町は国道360号沿いにほぼ一方向ですが、河合町は天生地区から稲越地区、古川町五ヶ村地区までとサービスエリアが広範囲で時間がかかるため、河合町のデイサービスセンターを選定しました。

デイサービスご利用者、ご家族の受け止め方としては、「人口減少の飛騨市において仕方がない。経費問題も考える時代である。いずれはいろいろなことが古川町まで行かなければと思えるくらいなので、河合町だったら仕方がない。距離が延びてもサービスをちゃんとしてもらえればよい。」という肯定する意見から、「河合町へ行くようになり、慣れてくるまでが心配。週2回の利用が1回になるのは困る。移動距離が長くなるのでトイレの心配が増す。」という懸念の意見もありました。そこで、これまでの宮川町方面のご利用者のサービス低下にならないよう、今年度途中から、河合町デイサービスとの交流を行いながら、利用に慣れていただくこと、宮川町方面の送迎は車2台で対応し、祢宜ヶ沢上・杉原地区の急行送迎とそれ以外の送迎という形に分けること。体調により、振興事務所や保健センターのトイレも活用したりして、工夫を図ることなどを確認しています。さらに、吉城福祉会には原則、入浴等個人のサービス計画の基本的事項は変更がないように努力をお願いしますが、宮川町デイサービスのスタッフが、河合町デイサービスへ引き続き勤務するかは調整段階であり、変更する可能性があるため、着実な引き継ぎによりサービスが滞らないよう努めるなど、課題を解決しながら進めていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○4番（水上雅廣）

丁寧ありがとうございます。心の中で納得しなければいけないなという思いもありながら、ここは納得してはいけないという思いも正直半分あります。既にこういうことですし、今お聞きしたように、利用者の方々と丁寧に接していただいた中での結論だというふうに受け止めさせていただきたいと思えます。

1つ、吉城福祉会のほうでそういう結論を出された中でコンサルタントの影響は大きかったのではないかと思うんですけども、ここに限らず、コンサルタントがいろいろな経営の部門へ入って行って、見ている中でここに着目されたのかは分かりませんが、ほかの吉城福祉会そのものの施設の中で比較されるような経営状況というのはあったんでしょうか。そうしたことを総括した中でここが出てきたということよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

吉城福祉会の中で大きいものは和光園がございしますが、和光園も今入所者が少なくなって、厳しいというような状況で、今どうにかできないか考えているところです。今のデイサービスですけども、この河合町、宮川町のデイサービスについてはコンサルタントを入れる前から採算が合

わないということで、私たちが承知しておりますに、古川町デイサービスの利益を河合町、宮川町で使うというような図式がコンサルティング前から認識しておりまして、吉城福祉会のほうでは何とかして続けたいということだったんですけども、これ以上続けると、今のコンサルタントのこともあって、この辺りで決断すべき時期ではないかということで決断をされたと伺っております。

○4番（水上雅廣）

そういう経緯なのでしょう。令和6年度の吉城福祉会の事業計画書を見させていただきましたが、この計画書の策定時点ではまだそこまで言及をされていない、今後しっかりと検討していきたいという表記です。その中で、年内にそういう結論が出されたということだったものですから、少し焦っていらっしゃるのかなということも思わないわけでもないわけです。なので、どういう経緯だったのかお話を伺いました。かねてから、そういう含みはあったんだということだと思います。ただ、職員の皆さんがどこまで知っていたのか不安なんですけれど、さっきの話を続きではないですけども、一生懸命献身的にお勤めいただいて、統合によって通勤地が変わってしまって、そうした少しのことで生活が変わるので従事することができない。そんな方がもしかしていらっしゃると、それもどうなのかなと。そういったことまで含めて、しっかり検討いただいたのかどうか、職員の皆さんに納得をいただいているのかどうか、もし市民福祉部長がお知りでしたら教えていただきたいと思っております。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

個々の職員の思いまでは正直、把握しておりませんが、吉城福祉会からの話としては、どこもそうなんですけれど高齢化が進んでおりまして、宮川町のデイサービスも、中には無理無理来ていただいているような職員もいらっしゃるといようなことで伺っております。

○4番（水上雅廣）

体調とかで無理無理、年齢で無理無理、そういうことなのか、そういうふうにならざるを得なかったのかは分かりませんが、そういったことがさっきの話ではないですけども、地域の中での生活や、いろいろなところに障ってくることもありますし、家族のこともあるので、できればそうしたことを市のほうからも吉城福祉会のほうへしっかりとケアできるようにお伝えをいただけるとありがたいと思っております。

最後にしますけれども、先ほどインフラの話がありました。予算の中でも申し上げましたけれども、特に道路インフラは、ずっと私申し上げておりますけど、福祉とかに直結すると思っております。今のデイサービスの話もそうですけれども、宮川町から河合町ということになると、どうしても洪水調整区間を通過することになると思っております。そればかりではなくてバイパスのこともありますし、そうしたことを含めて、今までは経済界といいますか、どちらかというところとそういう方向での要望・陳情というところで一生懸命やっていたと思うんですけど、福祉の関係の団体にも、こういった面に少し目を向けていただいて、自分たちのサービス向上のためにも、そういう基盤の整備の安全・安心というのは大事なんだということで、要望の中で市長と一緒に、また市と一緒にやっていただけるようなことをしていただければなというふうに思います。最後

に質問の形で、この点についてお答えいただければと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

道路の要望は、いろいろな多様な市民の声が伝わるのが一番効果的ですし、今おっしゃったことはとても大事なところだと思いますので、そういったところを工夫しながら要望活動をしっかりやっていきたいと思っています。

○4番（水上雅廣）

ぜひ、よろしく願いをいたします。

以上で質問のほうは終わらせていただきます。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時25分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長                      井端 浩二

飛騨市議会議員（2番）              中田 利昭

飛騨市議会議員（3番）              小笠原 美保子